

那霸市公報

第1901号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那霸市泉崎1丁目1番1号
那霸市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那霸市職員の給与に関する条例及び那霸市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	1651
○那霸市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	1684

◇規 則◇

○那霸市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	1710
○那霸市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	1714
○那霸市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）	1729
○那霸市現業職会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	1731

◇告 示◇

○那霸市母子生活支援センターさくらの指定管理者の指定について（子育て応援課）	1738
○那霸市母子・父子福祉センターの指定管理者の指定について（子育て応援課）	1739
○市道の路線認定に関する告示（道路管理課）	1740
○令和7年度那霸市一般会計補正予算（第7号）（財政課）	1742

◇公 告◇

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課） ······	1744
○那霸市消防局寝具類賃貸借契約に係る制限付一般競争入札について（消防局総務課） ······	1745

◇議会訓令◇

○那霸市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令 ······	1747
---	------

◇上下水道局告示◇

○那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について ······	1751
------------------------------------	------

◇選挙管理委員会告示◇

○選挙人名簿の閲覧状況について ······	1752
------------------------	------

◇監査委員公表◇

○令和7年度定期監査（工事監査）の結果について（公表） ······	1763
------------------------------------	------

条 例

那霸市条例第1号

令和8年1月5日

公 布 濟

那霸市職員の給与に関する条例及び那霸市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(那覇市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(初任給調整手当)	(初任給調整手当)
第14条 初任給調整手当は、採用による欠員の補充が困難であると認められる次の各号に掲げる職に新たに採用された職員のうち規則で定めるものに対して、第1号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあっては採用の日から15年以内の期間、当該各号に定める額を支給する。	第14条 [略]
(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職 月額 <u>41万6,600円</u> 以内で規則で定める額	(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職 月額 <u>41万7,600円</u> 以内で規則で定める額
(2) [略]	(2) [略]
2~3 [略]	2~3 [略]
(通勤手当)	(通勤手当)
第19条 [略]	第19条 [略]
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。	2 [略]
(1) [略]	(1) [略]
(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)	(2) [略]
ア~イ [略]	ア~イ [略]
ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u>	ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u>

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>1万円</u>	エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>1万400円</u>
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>1万2,900円</u>	オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>1万3,500円</u>
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>1万5,800円</u>	カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>1万6,600円</u>
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>1万8,700円</u>	キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>1万9,700円</u>
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>2万1,600円</u>	ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>2万2,800円</u>
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>2万4,400円</u>	ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>2万5,900円</u>
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>2万6,200円</u>	コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>2万9,100円</u>
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>2万8,000円</u>	サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>3万2,300円</u>
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>2万9,800円</u>	シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>3万5,500円</u>
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>3万1,600円</u>	ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>3万8,700円</u>
(3) [略]	(3) [略]
3~7 [略] (宿日直手当)	3~7 [略] (宿日直手当)
第25条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、 <u>4,400円</u> (勤務時間が5時間以内の場合は、その額は <u>2,200円</u> とする。)を宿日直手当として支給する。ただし、勤務時間条例第4条に規定する半日勤務時間の勤務日で規則で定める日に退庁時から引き続いて行われる宿直	第25条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、 <u>4,700円</u> (勤務時間が5時間以内の場合は、その額は <u>2,350円</u> とする。)を宿日直手当として支給する。ただし、勤務時間条例第4条に規定する半日勤務時間の勤務日で規則で定める日に退庁時から引き続いて行われる宿直

<p>勤務にあっては、その額は<u>6,600円</u>とする。</p> <p>2 [略] (期末手当)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額(職務の級が6級以上である職員及びこれに相当するものとして規則で定める職員(第26条の4第2項第1号及び第2号において「管理職員」という。)にあっては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 [略] (勤勉手当)</p> <p>第26条の4 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当</p>	<p>勤務にあっては、その額は<u>7,050円</u>とする。</p> <p>2 [略] (期末手当)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額(職務の級が6級以上である職員及びこれに相当するものとして規則で定める職員(第26条の4第2項第1号及び第2号において「管理職員」という。)にあっては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略] (勤勉手当)</p> <p>第26条の4 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当</p>
---	---

<p>の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>(管理職員にあっては、<u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>(管理職員にあっては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3~5 [略]</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第2 別記]</p>	<p>の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の127.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の62.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>3~5 [略]</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第2 別記]</p>
--	--

備考

- 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。

[改正前 別記]

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
定年前再任用	号給	給料月額							
短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	

16	206, 100	251, 000	281, 200	320, 200	346, 200	380, 200	432, 500
17	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600	381, 700	433, 700
18	209, 000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	435, 000
19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200	436, 300
20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500
21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700
22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500
23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300
24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	

60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500			
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
86	256,000	297,100	346,000					
87	256,300	297,400	346,400					
88	256,600	297,700	346,800					
89	256,900	298,000	347,000					
90	257,200	298,300	347,400					
91	257,500	298,600	347,800					
92	257,800	299,000	348,200					
93	258,100	299,200	348,400					
94		299,400	348,800					
95		299,700	349,200					
96		300,100	349,500					
97		300,300	349,800					
98		300,600	350,200					
99		301,000	350,600					
100		301,400	351,000					
101		301,600	351,500					
102		301,900	351,900					
103		302,200	352,300					

104		302,500	352,700						
105		302,700	353,200						
106		303,000	353,600						
107		303,300	353,900						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						
110		304,200							
111		304,600							
112		304,900							
113		305,100							
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給 料 月 額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

[改正後 別記]

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	号給	給料月額	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	

8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		

52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700		
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900		
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200		
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500		
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800		
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000		
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300		
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600		
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800		
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000		
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300		
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600		
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800		
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000		
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300		
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600		
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800		
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000		
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300		
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600		
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800		
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000		
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300			
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600			
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800			
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000			
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800			
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000			
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300			
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600			
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800			
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000			
86	266, 200	305, 800	355, 700					
87	266, 500	306, 100	356, 100					
88	266, 800	306, 400	356, 500					
89	267, 100	306, 700	356, 700					
90	267, 400	307, 000	357, 100					
91	267, 700	307, 300	357, 500					
92	268, 000	307, 600	357, 900					
93	268, 300	307, 800	358, 100					
94		308, 000	358, 400					
95		308, 300	358, 800					

96		308,700	359,100						
97		308,900	359,400						
98		309,200	359,800						
99		309,500	360,200						
100		309,900	360,600						
101		310,100	361,100						
102		310,400	361,500						
103		310,700	361,900						
104		311,000	362,300						
105		311,200	362,800						
106		311,500	363,200						
107		311,800	363,500						
108		312,100	363,800						
109		312,300	364,200						
110		312,600							
111		313,000							
112		313,300							
113		313,500							
114		313,700							
115		314,000							
116		314,400							
117		314,600							
118		314,800							
119		315,100							
120		315,400							
121		315,700							
122		315,900							
123		316,200							
124		316,500							
125		316,800							
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給 料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

[改正前 別記]

別表第2(第8条関係)

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
定年前	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円

短時間	1	291,400	400,300	455,100	549,800
勤務職	2	293,700	403,000	457,100	555,900
員以外	3	296,000	405,600	459,000	561,200
の職員	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	
	37	388,100	459,100	516,600	
	38	389,600	460,800	517,900	
	39	391,100	462,400	519,200	
	40	392,600	464,000	520,500	
	41	394,100	465,600	521,500	
	42	394,800	466,800	522,300	
	43	395,400	468,000	523,100	
	44	396,100	469,100	523,900	

	45	397,000	470,100	524,800	
	46	397,600	471,100	525,600	
	47	398,200	472,000	526,400	
	48	398,800	472,800	527,100	
	49	399,400	473,500	527,900	
	50	399,900	474,200	528,700	
	51	400,400	474,900	529,400	
	52	400,900	475,500	530,300	
	53	401,400	476,200	531,200	
	54	401,800	476,900	532,000	
	55	402,200	477,500	532,900	
	56	402,600	478,100	533,800	
	57	403,000	478,400	534,600	
	58	403,400	479,000	535,500	
	59	403,800	479,700	536,400	
	60	404,200	480,400	537,100	
	61	404,600	480,800	537,900	
	62	405,000	481,400	538,800	
	63	405,400	482,100	539,700	
	64	405,800	482,800	540,600	
	65	406,100	483,200	541,400	
	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
定年前 再任用 短時間		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300

勤務職員					
------	--	--	--	--	--

備考 この表は、医師その他規則で定める職員に適用する。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
定年前	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円	円	円
短時間	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700
勤務職員以外の職員	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900

35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100	
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600	
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100	
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600	
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900	
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400	
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800	
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200	
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600	
78	254,800	291,900	328,600	349,900		

79	255,100	292,200	329,000	350,100		
80	255,300	292,500	329,500	350,400		
81	255,500	292,800	330,000	350,900		
82	255,800	293,100	330,400	351,200		
83	256,100	293,400	330,600	351,500		
84	256,300	293,700	330,900	351,800		
85	256,500	293,900	331,300	352,200		
86		294,100	331,700	352,500		
87		294,300	332,000	352,800		
88		294,500	332,300	353,100		
89		294,900	332,600	353,500		
90		295,100	332,800	353,800		
91		295,300	333,200	354,100		
92		295,500	333,500	354,400		
93		295,900	333,700	354,700		
94		296,100	334,000	355,100		
95		296,300	334,300	355,500		
96		296,600	334,600	355,900		
97		296,900	334,800	356,400		
98		297,100	335,100	356,800		
99		297,300	335,400	357,200		
100		297,600	335,600	357,600		
101		297,900	335,800	358,100		
102		298,100	336,000			
103		298,300	336,400			
104		298,600	336,600			
105		298,900	336,800			
106			337,200			
107			337,600			
108			338,000			
109			338,200			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 193,000	円 219,600	円 248,100	円 261,700	円 287,300

備考 この表は、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
定年前 再任用 短時間	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 207,700	円 240,600	円 281,800	円 295,200	円 319,300	円 362,000

勤務職員以外の職員	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700
	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100

46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	
86	286,100	312,900	350,700	369,600		
87	286,600	313,900	351,500	370,200		
88	287,100	314,900	352,300	370,700		
89	287,600	315,800	352,900	371,000		

90	288,100	316,900	353,500	371,500		
91	288,600	317,900	354,100	371,900		
92	289,100	318,900	354,700	372,200		
93	289,600	319,700	355,100	372,800		
94	290,200	320,400	355,500	373,300		
95	290,800	321,100	356,000	373,800		
96	291,400	321,700	356,400	374,300		
97	292,000	322,200	356,900	374,900		
98	292,500	322,500	357,300	375,400		
99	293,000	323,100	357,800	375,900		
100	293,500	323,700	358,200	376,300		
101	294,000	324,100	358,500	376,900		
102	294,500	324,700	359,000	377,400		
103	295,000	325,300	359,400	377,900		
104	295,400	325,800	359,700	378,400		
105	295,800	326,200	360,100	379,000		
106	296,300	326,700	360,600	379,400		
107	296,800	327,200	361,100	379,900		
108	297,100	327,700	361,600	380,400		
109	297,300	328,100	362,100	381,000		
110	297,600	328,500	362,600			
111	297,800	328,800	363,100			
112	298,100	329,100	363,500			
113	298,400	329,400	363,900			
114	298,600	329,800	364,300			
115	298,900	330,100	364,800			
116	299,100	330,400	365,300			
117	299,400	330,600	365,700			
118	299,700	330,900	366,200			
119	300,000	331,200	366,700			
120	300,300	331,400	367,200			
121	300,600	331,600	367,500			
122	301,000	331,900				
123	301,300	332,200				
124	301,600	332,500				
125	301,800	332,700				
126	302,000	333,000				
127	302,300	333,400				
128	302,700	333,600				
129	302,900	333,800				
130	303,200	334,000				
131	303,600	334,400				
132	304,000	334,600				
133	304,200	334,900				

134	304,500	335,300					
135	304,800	335,700					
136	305,100	336,100					
137	305,300	336,400					
138	305,600	336,800					
139	305,900	337,200					
140	306,200	337,600					
141	306,400	337,900					
142	306,800	338,300					
143	307,200	338,600					
144	307,500	339,000					
145	307,700	339,300					
146	307,900	339,700					
147	308,200	340,100					
148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						
163	312,900						
164	313,200						
165	313,600						
166	313,900						
167	314,200						
168	314,500						
169	314,900						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900

備考 この表は、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

[改正後 別記]

別表第2(第8条関係)

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
定年前号給		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円
短時間	1	305,600	415,600	470,300	566,200
勤務職員以外の職員	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	

39	405,300	476,500	534,000
40	406,700	478,000	535,300
41	408,200	479,600	536,300
42	408,900	480,800	537,100
43	409,500	481,900	537,900
44	410,100	483,000	538,700
45	410,900	484,000	539,600
46	411,500	484,900	540,400
47	412,100	485,800	541,200
48	412,600	486,600	541,900
49	413,100	487,300	542,700
50	413,500	488,000	543,500
51	414,000	488,700	544,200
52	414,400	489,300	545,100
53	414,800	489,900	546,000
54	415,100	490,600	546,800
55	415,400	491,200	547,700
56	415,800	491,800	548,600
57	416,100	492,100	549,400
58	416,500	492,700	550,200
59	416,800	493,300	551,000
60	417,200	494,000	551,700
61	417,600	494,400	552,500
62	417,900	495,000	553,400
63	418,200	495,700	554,300
64	418,500	496,400	555,200
65	418,800	496,800	556,000
66		497,400	556,900
67		498,000	557,800
68		498,500	558,700
69		499,000	559,500
70		499,500	560,400
71		500,000	561,300
72		500,500	562,200
73		500,900	563,000
74		501,400	
75		501,800	
76		502,200	
77		502,700	
78		503,300	
79		503,800	
80		504,200	
81		504,700	
82		505,300	

	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額 円 312,900	基準給料月額 円 356,500	基準給料月額 円 412,800	基準給料月額 円 488,500

備考 この表は、医師その他規則で定める職員に適用する。

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
定年前	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円	円	円
短時間	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300
勤務職	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000
員以外	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600
の職員	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000

30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800
31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500
32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300
33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700
34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300
35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800
36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200
37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600
38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800
39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100
40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400
41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000
43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	

74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000		
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400		
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800		
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200		
78	265,000	301,000	338,100	359,700			
79	265,300	301,200	338,500	359,900			
80	265,500	301,500	339,000	360,200			
81	265,700	301,800	339,500	360,700			
82	266,000	302,000	339,800	361,000			
83	266,300	302,300	340,000	361,300			
84	266,500	302,600	340,300	361,600			
85	266,700	302,800	340,700	362,000			
86		303,000	341,100	362,300			
87		303,200	341,400	362,600			
88		303,400	341,700	362,900			
89		303,800	342,000	363,300			
90		304,000	342,200	363,600			
91		304,200	342,600	363,800			
92		304,400	342,900	364,100			
93		304,800	343,100	364,400			
94		305,000	343,400	364,800			
95		305,200	343,700	365,200			
96		305,500	343,900	365,600			
97		305,800	344,100	366,100			
98		306,000	344,400	366,500			
99		306,200	344,700	366,900			
100		306,500	344,900	367,300			
101		306,800	345,100	367,800			
102		307,000	345,300				
103		307,200	345,700				
104		307,500	345,900				
105		307,800	346,100				
106			346,400				
107			346,800				
108			347,200				
109			347,400				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給 料 月額					
		円 201,300	円 227,900	円 257,300	円 271,300	円 297,800	円 340,000

備考 この表は、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
定年前	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用		円	円	円	円	円	円
短時間	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400
勤務職	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100
員以外	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800
の職員	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600

41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	

85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600
86	295,800	322,600	360,600	379,900	
87	296,300	323,600	361,400	380,500	
88	296,800	324,600	362,200	381,000	
89	297,200	325,500	362,800	381,300	
90	297,700	326,500	363,400	381,800	
91	298,200	327,500	364,000	382,100	
92	298,700	328,500	364,600	382,400	
93	299,200	329,300	365,000	383,000	
94	299,600	330,000	365,400	383,500	
95	300,100	330,700	365,900	384,000	
96	300,700	331,300	366,300	384,500	
97	301,300	331,800	366,800	385,100	
98	301,800	332,100	367,200	385,600	
99	302,300	332,600	367,700	386,100	
100	302,800	333,200	368,100	386,500	
101	303,200	333,600	368,400	387,100	
102	303,700	334,100	368,900	387,600	
103	304,100	334,700	369,200	388,100	
104	304,500	335,200	369,500	388,600	
105	304,900	335,600	369,900	389,200	
106	305,300	336,100	370,400	389,600	
107	305,700	336,600	370,900	390,100	
108	306,000	337,100	371,400	390,600	
109	306,200	337,500	371,900	391,200	
110	306,500	337,800	372,400		
111	306,700	338,100	372,900		
112	307,000	338,400	373,300		
113	307,300	338,700	373,700		
114	307,500	339,100	374,100		
115	307,800	339,400	374,600		
116	308,000	339,700	375,100		
117	308,300	339,900	375,500		
118	308,500	340,200	376,000		
119	308,800	340,500	376,500		
120	309,100	340,700	377,000		
121	309,400	340,900	377,300		
122	309,700	341,200			
123	310,000	341,500			
124	310,300	341,800			
125	310,500	342,000			
126	310,700	342,300			
127	311,000	342,600			
128	311,400	342,800			

129	311,600	343,000					
130	311,900	343,200					
131	312,200	343,500					
132	312,600	343,700					
133	312,800	344,000					
134	313,100	344,400					
135	313,400	344,800					
136	313,700	345,200					
137	313,900	345,500					
138	314,200	345,900					
139	314,500	346,300					
140	314,800	346,700					
141	315,000	347,000					
142	315,300	347,400					
143	315,700	347,700					
144	316,000	348,100					
145	316,200	348,400					
146	316,400	348,800					
147	316,700	349,200					
148	317,000	349,600					
149	317,200	349,900					
150	317,400	350,300					
151	317,700	350,700					
152	318,000	351,100					
153	318,400	351,400					
154	318,600						
155	318,800						
156	319,100						
157	319,400						
158	319,700						
159	320,000						
160	320,300						
161	320,700						
162	321,000						
163	321,300						
164	321,600						
165	322,000						
166	322,300						
167	322,600						
168	322,900						
169	323,300						
定年前 再任用 短時間	基準給料 月額						
	円	円	円	円	円	円	円

勤務職員	248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600
------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 那覇市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(通勤手当)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)</p> <p>ア～シ [略]</p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万8,700円</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>ア～シ [略]</p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 3万8,700円</p> <p>セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 4万2,200円</p> <p>ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 4万5,700円</p> <p>タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 4万9,200円</p> <p>チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 5万2,700円</p> <p>ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 5万6,200円</p>

		テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 5万9,600円
		ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 6万3,000円
		ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 6万6,400円
(3) [略]		
3~7 [略]		
(期末手当)		
第26条 [略]		
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額(職務の級が6級以上である職員及びこれに相当するものとして規則で定める職員(第26条の4第2項第1号及び第2号において「管理職員」という。)にあっては、 <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の126.25</u> を乗じて得た額(職務の級が6級以上である職員及びこれに相当するものとして規則で定める職員(第26条の4第2項第1号及び第2号において「管理職員」という。)にあっては、 <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	
(1)~(4) [略]		(1)~(4) [略]
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」と、「 <u>100分の106.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の61.25</u> 」とする。	
4~6 [略]		4~6 [略]
(勤勉手当)		(勤勉手当)
第26条の4 [略]		第26条の4 [略]
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2 [略]	

<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の127.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>(管理職員にあっては、<u>100分の2.5</u>)を乗じて得た額の総額</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>(管理職員にあっては、<u>100分の126.25</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>(管理職員にあっては、<u>100分の61.25</u>)を乗じて得た額の総額</p>
3~5 [略]	3~5 [略]

備考

- 1 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 任期付職員には、次の給料表を適用する。</p> <p>[表 別記]</p> <p>2~3 [略]</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>[表 別記]</p> <p>2~3 [略]</p>
備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

[第5条第1項の表]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額(円)	191,500	238,100	268,900	300,600	324,900

[改正後 別記]

[第5条第1項の表]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額(円)	203,700	249,500	281,800	317,300	341,900

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の那覇市職員の給与に関する条例(以下この項及び次項において「第1条改正後給与条例」という。)第14条、第19条、第25条、別表第1及び別表第2の規定並びに第3条の規定による改正後の那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正後任期付職員条例」という。)の規定は令和7年4月1日から、第1条改正後給与条例第26条第2項及び第3項並びに第26条の4第2項の規定は令和7年11月30日から適用する。
(給与の内払)
- 3 第1条改正後給与条例又は改正後任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の那覇市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条改正後給与条例又は改正後任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

那霸市条例第2号
令和8年1月5日
公 布 濟

那霸市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年那覇市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(フルタイム職員の勤勉手当)	(フルタイム職員の勤勉手当)
第11条の2 [略]	第11条の2 [略]
2 フルタイム職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定めるところにより任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、フルタイム職員の勤勉手当の総額は、当該フルタイム職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 フルタイム職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定めるところにより任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、フルタイム職員の勤勉手当の総額は、当該フルタイム職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3~4 [略]	3~4 [略]
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

[改正前 別記]

別表第1(第5条関係)

行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 183,500	円 230,000	円 265,300
2	184,600	231,500	266,300
3	185,800	233,000	267,300
4	186,900	234,500	268,300
5	188,000	236,000	269,300
6	189,700	237,500	270,300
7	191,300	239,000	271,300
8	192,900	240,500	272,300
9	194,500	242,000	273,300

10		196,200	243,400	274,300
11		197,800	244,800	275,300
12		199,400	246,200	276,400
13		201,000	247,400	277,400
14		202,700	248,600	278,700
15		204,400	249,800	280,000
16		206,100	251,000	281,200
17		207,400	252,100	282,500
18		209,000	253,200	283,800
19		210,600	254,300	285,000
20		212,100	255,400	286,200
21		213,600	256,400	287,300
22		215,200	257,400	288,500
23		216,800	258,400	289,800
24		218,400	259,400	291,100
25		220,000	260,400	292,400
26		221,700	261,300	293,400
27		223,000	262,200	294,400
28		224,300	263,100	295,500
29		225,600	263,900	296,600
30		226,700	264,700	297,800
31		227,800	265,500	298,900
32		228,900	266,300	300,100
33		230,000	267,000	301,300
34		231,100	267,800	302,600
35		232,200	268,600	303,900
36		233,300	269,300	305,200
37		234,400	270,000	306,500
38		235,400	270,800	307,800
39		236,400	271,600	309,100
40		237,300	272,300	310,400
41		238,200	273,000	311,700
42		239,100	273,800	313,000
43		239,900	274,600	314,300
44		240,700	275,300	315,400
45		241,400	276,000	316,300
46		242,000	276,700	317,600
47		242,600	277,400	318,900
48		243,200	278,100	320,200
49		243,800	278,800	321,400
50		244,400	279,500	322,700
51		245,000	280,200	323,900
52		245,500	280,900	325,100
53		246,000	281,500	326,400

54	246, 400	282, 200	327, 500
55	246, 700	282, 800	328, 600
56	247, 000	283, 500	329, 700
57	247, 300	284, 100	330, 400
58	247, 600	284, 800	331, 300
59	247, 900	285, 400	332, 000
60	248, 200	286, 100	332, 800
61	248, 500	286, 700	333, 600
62	248, 800	287, 400	334, 000
63	249, 100	288, 000	334, 600
64	249, 400	288, 500	335, 300
65	249, 700	289, 000	336, 100
66	250, 000	289, 600	336, 800
67	250, 300	290, 100	337, 500
68	250, 600	290, 700	338, 100
69	250, 900	291, 200	338, 600
70	251, 200	291, 700	339, 200
71	251, 500	292, 300	339, 700
72	251, 800	292, 900	340, 300
73	252, 100	293, 400	340, 600
74	252, 400	293, 900	341, 100
75	252, 700	294, 300	341, 500
76	253, 000	294, 600	341, 900
77	253, 300	294, 800	342, 300
78	253, 600	295, 100	342, 800
79	253, 900	295, 300	343, 300
80	254, 200	295, 600	343, 800
81	254, 500	295, 800	344, 100
82	254, 800	296, 000	344, 500
83	255, 100	296, 300	344, 900
84	255, 400	296, 500	345, 300
85	255, 700	296, 800	345, 600
86	256, 000	297, 100	346, 000
87	256, 300	297, 400	346, 400
88	256, 600	297, 700	346, 800
89	256, 900	298, 000	347, 000
90	257, 200	298, 300	347, 400
91	257, 500	298, 600	347, 800
92	257, 800	299, 000	348, 200
93	258, 100	299, 200	348, 400
94		299, 400	348, 800
95		299, 700	349, 200
96		300, 100	349, 500
97		300, 300	349, 800

98		300,600	350,200
99		301,000	350,600
100		301,400	351,000
101		301,600	351,500
102		301,900	351,900
103		302,200	352,300
104		302,500	352,700
105		302,700	353,200
106		303,000	353,600
107		303,300	353,900
108		303,600	354,200
109		303,800	354,700
110		304,200	
111		304,600	
112		304,900	
113		305,100	
114		305,300	
115		305,600	
116		306,000	
117		306,200	
118		306,400	
119		306,700	
120		307,000	
121		307,400	
122		307,600	
123		307,900	
124		308,200	
125		308,500	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム職員に適用する。

[改正後 別記]

別表第1(第5条関係)

行政職給料表

職務の級	1級		
	号給	給料月額	給料月額
		円	円
1		195,800	242,000
2		196,900	243,300
3		198,100	244,700
4		199,200	246,100
5		200,300	247,500
6		202,000	248,900
7		203,600	250,300
8		205,200	251,700

9	206,700	253,100	284,200
10	208,400	254,300	285,200
11	210,000	255,600	286,200
12	211,600	256,900	287,200
13	213,100	258,100	288,200
14	214,800	259,300	289,500
15	216,500	260,500	290,800
16	218,200	261,700	292,000
17	219,400	262,800	293,200
18	221,000	263,900	294,500
19	222,600	265,000	295,700
20	224,100	266,100	296,900
21	225,600	267,000	297,900
22	227,200	268,000	299,100
23	228,800	269,000	300,300
24	230,400	270,000	301,600
25	232,000	271,000	302,900
26	233,700	271,900	303,900
27	235,000	272,700	304,900
28	236,300	273,600	305,900
29	237,600	274,400	307,000
30	238,700	275,200	308,200
31	239,800	276,000	309,300
32	240,900	276,700	310,500
33	242,000	277,400	311,600
34	242,900	278,200	312,900
35	243,800	279,000	314,200
36	244,800	279,600	315,500
37	245,800	280,300	316,700
38	246,700	281,100	318,000
39	247,600	281,800	319,300
40	248,400	282,500	320,600
41	249,200	283,200	321,900
42	249,900	283,900	323,100
43	250,500	284,600	324,400
44	251,100	285,300	325,500
45	251,800	286,000	326,400
46	252,400	286,600	327,700
47	253,000	287,300	329,000
48	253,600	287,900	330,300
49	254,100	288,600	331,400
50	254,700	289,200	332,700
51	255,300	289,900	333,900
52	255,800	290,600	335,100

53		256,200	291,100	336,400
54		256,600	291,700	337,400
55		256,900	292,300	338,500
56		257,200	293,000	339,600
57		257,500	293,600	340,300
58		257,800	294,200	341,200
59		258,100	294,800	341,900
60		258,400	295,500	342,700
61		258,700	296,100	343,500
62		259,000	296,700	343,900
63		259,300	297,200	344,400
64		259,600	297,700	345,100
65		259,900	298,200	345,900
66		260,200	298,800	346,600
67		260,500	299,300	347,300
68		260,800	299,900	347,900
69		261,100	300,300	348,400
70		261,400	300,800	349,000
71		261,700	301,300	349,500
72		262,000	301,900	350,100
73		262,300	302,400	350,400
74		262,600	302,800	350,900
75		262,900	303,100	351,200
76		263,200	303,400	351,600
77		263,500	303,600	352,000
78		263,800	303,900	352,500
79		264,100	304,100	353,000
80		264,400	304,400	353,500
81		264,700	304,600	353,800
82		265,000	304,800	354,200
83		265,300	305,100	354,600
84		265,600	305,300	355,000
85		265,900	305,600	355,300
86		266,200	305,800	355,700
87		266,500	306,100	356,100
88		266,800	306,400	356,500
89		267,100	306,700	356,700
90		267,400	307,000	357,100
91		267,700	307,300	357,500
92		268,000	307,600	357,900
93		268,300	307,800	358,100
94			308,000	358,400
95			308,300	358,800
96			308,700	359,100

97		308,900	359,400
98		309,200	359,800
99		309,500	360,200
100		309,900	360,600
101		310,100	361,100
102		310,400	361,500
103		310,700	361,900
104		311,000	362,300
105		311,200	362,800
106		311,500	363,200
107		311,800	363,500
108		312,100	363,800
109		312,300	364,200
110		312,600	
111		313,000	
112		313,300	
113		313,500	
114		313,700	
115		314,000	
116		314,400	
117		314,600	
118		314,800	
119		315,100	
120		315,400	
121		315,700	
122		315,900	
123		316,200	
124		316,500	
125		316,800	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム職員に適用する。

[改正前 別記]

別表第2(第5条関係)

医療職給料表(1)

職務の級	1級	2級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	291,400	400,300
2	293,700	403,000
3	296,000	405,600
4	298,200	408,100
5	300,300	410,500
6	303,800	412,700
7	307,300	414,800

8		310,700	416,900
9		314,100	419,000
10		317,600	420,500
11		321,000	422,000
12		324,400	423,500
13		327,800	424,900
14		331,300	426,400
15		334,700	427,900
16		338,100	429,300
17		341,500	430,700
18		344,600	432,200
19		347,700	433,700
20		350,800	435,100
21		354,000	436,500
22		357,100	438,000
23		360,200	439,500
24		363,200	440,900
25		366,200	442,300
26		368,500	443,700
27		370,800	445,100
28		373,000	446,500
29		374,900	447,900
30		376,600	449,300
31		378,300	450,700
32		380,100	452,100
33		381,900	453,500
34		383,700	454,900
35		385,300	456,300
36		386,700	457,700
37		388,100	459,100
38		389,600	460,800
39		391,100	462,400
40		392,600	464,000
41		394,100	465,600
42		394,800	466,800
43		395,400	468,000
44		396,100	469,100
45		397,000	470,100
46		397,600	471,100
47		398,200	472,000
48		398,800	472,800
49		399,400	473,500
50		399,900	474,200
51		400,400	474,900

52		400,900	475,500
53		401,400	476,200
54		401,800	476,900
55		402,200	477,500
56		402,600	478,100
57		403,000	478,400
58		403,400	479,000
59		403,800	479,700
60		404,200	480,400
61		404,600	480,800
62		405,000	481,400
63		405,400	482,100
64		405,800	482,800
65		406,100	483,200
66			483,800
67			484,400
68			484,900
69			485,400
70			485,900
71			486,400
72			486,900
73			487,300
74			487,800
75			488,200
76			488,700
77			489,200
78			489,800
79			490,400
80			490,800
81			491,300
82			491,900
83			492,500
84			493,000
85			493,500

備考 この表は、医師その他規則で定めるフルタイム職員に適用する。

医療職給料表(2)

職務の級 号給	1級	2級	3級
	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 188,600	円 227,400	円 263,000
2	円 190,700	円 228,700	円 263,800
3	円 192,800	円 230,000	円 264,600
4	円 194,900	円 231,300	円 265,400

5	196,900	232,500	266,200
6	198,900	233,600	267,000
7	200,900	234,600	267,800
8	202,700	235,600	268,600
9	204,500	236,700	269,400
10	206,400	237,900	270,200
11	208,300	239,200	271,000
12	210,400	240,500	271,800
13	212,100	241,800	272,600
14	214,100	243,100	273,400
15	216,300	244,400	274,200
16	218,400	245,600	275,000
17	220,500	246,800	275,800
18	221,600	248,000	276,600
19	222,700	249,200	277,400
20	223,800	250,400	278,200
21	224,900	251,500	279,000
22	225,800	252,400	279,900
23	226,700	253,200	280,800
24	227,600	254,000	281,600
25	228,500	254,800	282,400
26	229,400	255,600	283,300
27	230,300	256,400	284,200
28	231,200	257,200	285,000
29	232,100	258,000	285,800
30	233,000	258,800	286,900
31	233,900	259,600	287,900
32	234,800	260,400	288,900
33	235,600	261,200	289,900
34	236,400	262,000	291,000
35	237,200	262,700	292,000
36	238,000	263,500	293,000
37	238,800	264,400	294,000
38	239,600	265,200	295,000
39	240,400	266,000	296,000
40	241,200	266,800	297,000
41	241,800	267,600	298,000
42	242,400	268,400	299,200
43	243,000	269,200	300,300
44	243,500	270,000	301,400
45	244,000	270,700	302,500
46	244,600	271,500	303,600
47	245,100	272,300	304,700
48	245,500	273,100	305,800

49		245,900	273,800	306,900
50		246,400	274,600	308,000
51		246,900	275,300	309,100
52		247,400	276,000	310,200
53		247,700	276,700	311,200
54		248,000	277,400	312,200
55		248,300	278,100	313,200
56		248,600	278,800	314,200
57		248,900	279,500	315,200
58		249,200	280,200	316,200
59		249,500	280,900	317,200
60		249,800	281,500	318,100
61		250,100	282,100	319,000
62		250,400	282,800	319,800
63		250,700	283,500	320,500
64		251,000	284,100	321,200
65		251,300	284,700	321,800
66		251,600	285,400	322,500
67		251,900	286,100	323,100
68		252,200	286,700	323,700
69		252,500	287,300	324,300
70		252,800	288,000	324,500
71		253,100	288,700	325,000
72		253,300	289,300	325,500
73		253,500	289,900	326,100
74		253,800	290,400	326,600
75		254,100	290,800	327,100
76		254,300	291,200	327,500
77		254,500	291,600	328,100
78		254,800	291,900	328,600
79		255,100	292,200	329,000
80		255,300	292,500	329,500
81		255,500	292,800	330,000
82		255,800	293,100	330,400
83		256,100	293,400	330,600
84		256,300	293,700	330,900
85		256,500	293,900	331,300
86			294,100	331,700
87			294,300	332,000
88			294,500	332,300
89			294,900	332,600
90			295,100	332,800
91			295,300	333,200
92			295,500	333,500

93		295,900	333,700
94		296,100	334,000
95		296,300	334,300
96		296,600	334,600
97		296,900	334,800
98		297,100	335,100
99		297,300	335,400
100		297,600	335,600
101		297,900	335,800
102		298,100	336,000
103		298,300	336,400
104		298,600	336,600
105		298,900	336,800
106			337,200
107			337,600
108			338,000
109			338,200

備考 この表は、栄養士その他のフルタイム職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	207,700	240,600	281,800
2	209,600	242,800	282,300
3	211,400	245,000	282,800
4	213,100	247,200	283,300
5	214,800	249,400	283,800
6	216,700	250,400	284,300
7	218,500	251,300	284,800
8	220,200	252,200	285,300
9	221,900	253,100	285,800
10	223,900	254,300	286,300
11	225,800	255,400	286,800
12	227,700	256,300	287,300
13	229,600	257,100	287,800
14	231,600	257,800	288,300
15	233,600	258,500	288,800
16	235,600	259,400	289,300
17	237,600	260,500	289,800
18	239,600	261,600	290,300
19	241,700	262,700	290,800
20	243,700	263,800	291,300
21	245,600	264,900	291,800

22	246,800	266,000	292,300
23	248,000	267,100	292,800
24	249,100	268,200	293,300
25	250,200	269,200	293,800
26	251,100	270,300	294,400
27	252,000	271,400	295,200
28	252,900	272,400	296,000
29	253,700	273,400	296,700
30	254,500	274,100	297,500
31	255,200	274,800	298,300
32	255,900	275,500	299,100
33	256,700	276,200	299,800
34	257,500	276,800	300,600
35	258,300	277,300	301,400
36	259,000	277,800	302,100
37	259,700	278,300	302,900
38	260,600	278,900	303,700
39	261,500	279,400	304,500
40	262,300	279,900	305,300
41	263,100	280,300	306,000
42	264,000	280,800	307,000
43	264,800	281,300	308,000
44	265,600	281,800	308,900
45	266,400	282,300	309,800
46	267,100	282,800	310,800
47	267,800	283,300	311,800
48	268,400	283,800	312,700
49	269,000	284,300	313,600
50	269,500	284,800	314,600
51	270,000	285,300	315,600
52	270,400	285,800	316,600
53	270,800	286,300	317,400
54	271,300	286,800	318,400
55	271,800	287,300	319,400
56	272,200	287,800	320,300
57	272,600	288,300	321,200
58	273,000	289,100	322,200
59	273,400	289,900	323,200
60	273,800	290,600	324,100
61	274,200	291,300	325,000
62	274,600	292,200	326,200
63	275,000	293,100	327,400
64	275,400	293,900	328,600
65	275,800	294,700	329,300

66	276,200	295,600	330,400
67	276,600	296,400	331,500
68	277,000	297,200	332,400
69	277,400	298,000	333,500
70	277,900	298,900	334,200
71	278,400	299,800	335,300
72	278,800	300,700	336,400
73	279,200	301,600	337,500
74	279,800	302,500	338,700
75	280,400	303,400	339,800
76	280,900	304,300	340,900
77	281,400	305,100	342,000
78	282,000	306,100	343,100
79	282,600	307,100	344,100
80	283,100	308,000	345,200
81	283,600	308,500	346,100
82	284,100	309,400	347,100
83	284,600	310,300	348,000
84	285,100	311,100	349,000
85	285,600	311,900	349,900
86	286,100	312,900	350,700
87	286,600	313,900	351,500
88	287,100	314,900	352,300
89	287,600	315,800	352,900
90	288,100	316,900	353,500
91	288,600	317,900	354,100
92	289,100	318,900	354,700
93	289,600	319,700	355,100
94	290,200	320,400	355,500
95	290,800	321,100	356,000
96	291,400	321,700	356,400
97	292,000	322,200	356,900
98	292,500	322,500	357,300
99	293,000	323,100	357,800
100	293,500	323,700	358,200
101	294,000	324,100	358,500
102	294,500	324,700	359,000
103	295,000	325,300	359,400
104	295,400	325,800	359,700
105	295,800	326,200	360,100
106	296,300	326,700	360,600
107	296,800	327,200	361,100
108	297,100	327,700	361,600
109	297,300	328,100	362,100

110	297,600	328,500	362,600
111	297,800	328,800	363,100
112	298,100	329,100	363,500
113	298,400	329,400	363,900
114	298,600	329,800	364,300
115	298,900	330,100	364,800
116	299,100	330,400	365,300
117	299,400	330,600	365,700
118	299,700	330,900	366,200
119	300,000	331,200	366,700
120	300,300	331,400	367,200
121	300,600	331,600	367,500
122	301,000	331,900	
123	301,300	332,200	
124	301,600	332,500	
125	301,800	332,700	
126	302,000	333,000	
127	302,300	333,400	
128	302,700	333,600	
129	302,900	333,800	
130	303,200	334,000	
131	303,600	334,400	
132	304,000	334,600	
133	304,200	334,900	
134	304,500	335,300	
135	304,800	335,700	
136	305,100	336,100	
137	305,300	336,400	
138	305,600	336,800	
139	305,900	337,200	
140	306,200	337,600	
141	306,400	337,900	
142	306,800	338,300	
143	307,200	338,600	
144	307,500	339,000	
145	307,700	339,300	
146	307,900	339,700	
147	308,200	340,100	
148	308,600	340,500	
149	308,800	340,800	
150	309,000	341,200	
151	309,300	341,600	
152	309,600	342,000	
153	310,000	342,300	

154		310,200		
155		310,400		
156		310,700		
157		311,000		
158		311,300		
159		311,600		
160		311,900		
161		312,300		
162		312,600		
163		312,900		
164		313,200		
165		313,600		
166		313,900		
167		314,200		
168		314,500		
169		314,900		

備考 この表は、保健師その他のフルタイム職員で規則で定めるものに適用する。

[改正後 別記]

別表第2(第5条関係)

医療職給料表(1)

職務の級 号給	1級		2級	
	給料月額	円	給料月額	円
1		305,600		415,600
2		307,900		418,300
3		310,200		420,900
4		312,400		423,300
5		314,500		425,600
6		318,000		427,800
7		321,500		429,800
8		324,900		431,900
9		328,300		434,000
10		331,800		435,500
11		335,200		437,000
12		338,600		438,500
13		342,000		439,900
14		345,500		441,300
15		348,900		442,800
16		352,300		444,200
17		355,700		445,500
18		358,800		447,000
19		362,000		448,400
20		365,200		449,800

21		368,500	451,100
22		371,600	452,600
23		374,700	454,000
24		377,700	455,400
25		380,800	456,800
26		383,100	458,200
27		385,400	459,500
28		387,600	460,900
29		389,500	462,300
30		391,200	463,600
31		392,900	465,000
32		394,700	466,400
33		396,400	467,700
34		398,200	469,100
35		399,800	470,400
36		401,100	471,800
37		402,500	473,200
38		403,900	474,900
39		405,300	476,500
40		406,700	478,000
41		408,200	479,600
42		408,900	480,800
43		409,500	481,900
44		410,100	483,000
45		410,900	484,000
46		411,500	484,900
47		412,100	485,800
48		412,600	486,600
49		413,100	487,300
50		413,500	488,000
51		414,000	488,700
52		414,400	489,300
53		414,800	489,900
54		415,100	490,600
55		415,400	491,200
56		415,800	491,800
57		416,100	492,100
58		416,500	492,700
59		416,800	493,300
60		417,200	494,000
61		417,600	494,400
62		417,900	495,000
63		418,200	495,700
64		418,500	496,400

65		418,800		496,800
66				497,400
67				498,000
68				498,500
69				499,000
70				499,500
71				500,000
72				500,500
73				500,900
74				501,400
75				501,800
76				502,200
77				502,700
78				503,300
79				503,800
80				504,200
81				504,700
82				505,300
83				505,900
84				506,400
85				506,900

備考 この表は、医師その他規則で定めるフルタイム職員に適用する。

医療職給料表(2)

職務の級 号給	1級	2級	3級
	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 201,000	円 239,800	円 274,400
2	203,100	241,100	275,200
3	205,200	242,400	275,900
4	207,300	243,700	276,700
5	209,300	244,900	277,500
6	211,300	246,000	278,300
7	213,300	247,000	279,100
8	215,100	247,900	279,800
9	216,900	249,000	280,500
10	218,800	250,100	281,300
11	220,700	251,200	282,100
12	222,800	252,400	282,900
13	224,500	253,600	283,700
14	226,500	254,800	284,500
15	228,700	256,000	285,200
16	230,800	257,100	286,000
17	232,900	258,100	286,800

18		234,000	259,100	287,600
19		235,000	260,200	288,400
20		236,100	261,200	289,100
21		237,200	262,300	289,900
22		238,000	263,200	290,800
23		238,900	264,000	291,700
24		239,700	264,800	292,400
25		240,600	265,600	293,100
26		241,500	266,400	294,000
27		242,400	267,200	294,900
28		243,300	268,000	295,600
29		244,100	268,700	296,400
30		244,900	269,500	297,400
31		245,600	270,300	298,300
32		246,400	271,100	299,300
33		247,100	271,900	300,300
34		247,700	272,700	301,400
35		248,400	273,300	302,400
36		249,100	274,100	303,300
37		249,800	275,000	304,300
38		250,400	275,800	305,300
39		251,000	276,600	306,300
40		251,600	277,300	307,300
41		252,200	278,000	308,200
42		252,800	278,800	309,400
43		253,400	279,600	310,500
44		253,900	280,300	311,600
45		254,300	281,000	312,600
46		254,900	281,800	313,700
47		255,300	282,600	314,800
48		255,700	283,300	315,800
49		256,100	284,000	316,900
50		256,600	284,700	317,900
51		257,100	285,300	319,000
52		257,600	286,000	320,100
53		257,900	286,700	321,100
54		258,200	287,300	322,100
55		258,500	288,000	323,100
56		258,800	288,600	324,100
57		259,100	289,300	325,000
58		259,400	290,000	326,000
59		259,700	290,700	327,000
60		260,000	291,300	327,900
61		260,300	291,800	328,800

62	260, 600	292, 400	329, 500
63	260, 900	293, 100	330, 200
64	261, 200	293, 700	330, 800
65	261, 500	294, 200	331, 400
66	261, 800	294, 800	332, 100
67	262, 100	295, 500	332, 700
68	262, 400	296, 100	333, 300
69	262, 700	296, 700	333, 900
70	263, 000	297, 300	334, 100
71	263, 300	297, 900	334, 500
72	263, 500	298, 500	335, 000
73	263, 700	299, 100	335, 600
74	264, 000	299, 600	336, 100
75	264, 300	300, 000	336, 600
76	264, 500	300, 400	337, 000
77	264, 700	300, 700	337, 600
78	265, 000	301, 000	338, 100
79	265, 300	301, 200	338, 500
80	265, 500	301, 500	339, 000
81	265, 700	301, 800	339, 500
82	266, 000	302, 000	339, 800
83	266, 300	302, 300	340, 000
84	266, 500	302, 600	340, 300
85	266, 700	302, 800	340, 700
86		303, 000	341, 100
87		303, 200	341, 400
88		303, 400	341, 700
89		303, 800	342, 000
90		304, 000	342, 200
91		304, 200	342, 600
92		304, 400	342, 900
93		304, 800	343, 100
94		305, 000	343, 400
95		305, 200	343, 700
96		305, 500	343, 900
97		305, 800	344, 100
98		306, 000	344, 400
99		306, 200	344, 700
100		306, 500	344, 900
101		306, 800	345, 100
102		307, 000	345, 300
103		307, 200	345, 700
104		307, 500	345, 900
105		307, 800	346, 100

106				346,400
107				346,800
108				347,200
109				347,400

備考 この表は、栄養士その他のフルタイム職員で規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職務の級 号給	1級		2級		3級	
		給料月額 円		給料月額 円		給料月額 円
1		221,700		254,700		293,900
2		223,600		256,800		294,400
3		225,400		259,000		294,900
4		227,100		261,200		295,400
5		228,800		263,400		295,800
6		230,700		264,400		296,300
7		232,500		265,200		296,800
8		234,200		266,100		297,200
9		235,900		266,900		297,600
10		237,800		268,000		298,100
11		239,700		269,100		298,600
12		241,600		270,000		299,100
13		243,400		270,800		299,500
14		245,400		271,500		300,000
15		247,400		272,200		300,400
16		249,400		273,000		300,900
17		251,400		274,100		301,400
18		253,400		275,000		301,800
19		255,500		275,900		302,300
20		257,500		276,800		302,700
21		259,400		277,800		303,200
22		260,600		278,800		303,600
23		261,700		279,700		304,100
24		262,800		280,700		304,500
25		263,900		281,500		305,000
26		264,700		282,400		305,600
27		265,600		283,300		306,300
28		266,400		284,200		307,000
29		267,200		285,200		307,700
30		267,900		285,900		308,400
31		268,600		286,600		309,100
32		269,300		287,300		309,900
33		270,100		287,900		310,600
34		270,700		288,500		311,400

35	271,300	289,000	312,100
36	271,800	289,400	312,800
37	272,400	289,800	313,500
38	273,100	290,400	314,300
39	273,800	290,900	315,100
40	274,500	291,300	315,900
41	275,200	291,700	316,500
42	275,800	292,200	317,400
43	276,500	292,600	318,400
44	277,100	293,100	319,300
45	277,900	293,600	320,100
46	278,600	294,000	321,100
47	279,300	294,500	322,100
48	279,900	294,900	323,000
49	280,400	295,400	323,900
50	280,900	295,800	324,800
51	281,300	296,300	325,800
52	281,700	296,800	326,800
53	282,000	297,200	327,600
54	282,500	297,600	328,500
55	282,900	298,100	329,500
56	283,300	298,500	330,400
57	283,700	299,000	331,300
58	284,100	299,700	332,200
59	284,400	300,400	333,200
60	284,700	301,100	334,100
61	285,100	301,800	335,000
62	285,500	302,700	336,100
63	285,900	303,600	337,300
64	286,200	304,300	338,500
65	286,500	305,000	339,200
66	286,900	305,900	340,300
67	287,300	306,700	341,400
68	287,600	307,500	342,300
69	288,000	308,200	343,400
70	288,500	309,100	344,100
71	288,900	310,000	345,200
72	289,200	310,800	346,300
73	289,600	311,700	347,400
74	290,100	312,500	348,600
75	290,600	313,400	349,700
76	291,100	314,300	350,800
77	291,600	315,100	351,900
78	292,100	316,000	353,000

79	292,700	317,000	354,000
80	293,100	317,900	355,100
81	293,600	318,400	356,000
82	294,000	319,200	357,000
83	294,500	320,100	357,900
84	295,000	320,900	358,900
85	295,400	321,700	359,800
86	295,800	322,600	360,600
87	296,300	323,600	361,400
88	296,800	324,600	362,200
89	297,200	325,500	362,800
90	297,700	326,500	363,400
91	298,200	327,500	364,000
92	298,700	328,500	364,600
93	299,200	329,300	365,000
94	299,600	330,000	365,400
95	300,100	330,700	365,900
96	300,700	331,300	366,300
97	301,300	331,800	366,800
98	301,800	332,100	367,200
99	302,300	332,600	367,700
100	302,800	333,200	368,100
101	303,200	333,600	368,400
102	303,700	334,100	368,900
103	304,100	334,700	369,200
104	304,500	335,200	369,500
105	304,900	335,600	369,900
106	305,300	336,100	370,400
107	305,700	336,600	370,900
108	306,000	337,100	371,400
109	306,200	337,500	371,900
110	306,500	337,800	372,400
111	306,700	338,100	372,900
112	307,000	338,400	373,300
113	307,300	338,700	373,700
114	307,500	339,100	374,100
115	307,800	339,400	374,600
116	308,000	339,700	375,100
117	308,300	339,900	375,500
118	308,500	340,200	376,000
119	308,800	340,500	376,500
120	309,100	340,700	377,000
121	309,400	340,900	377,300
122	309,700	341,200	

123	310,000	341,500
124	310,300	341,800
125	310,500	342,000
126	310,700	342,300
127	311,000	342,600
128	311,400	342,800
129	311,600	343,000
130	311,900	343,200
131	312,200	343,500
132	312,600	343,700
133	312,800	344,000
134	313,100	344,400
135	313,400	344,800
136	313,700	345,200
137	313,900	345,500
138	314,200	345,900
139	314,500	346,300
140	314,800	346,700
141	315,000	347,000
142	315,300	347,400
143	315,700	347,700
144	316,000	348,100
145	316,200	348,400
146	316,400	348,800
147	316,700	349,200
148	317,000	349,600
149	317,200	349,900
150	317,400	350,300
151	317,700	350,700
152	318,000	351,100
153	318,400	351,400
154	318,600	
155	318,800	
156	319,100	
157	319,400	
158	319,700	
159	320,000	
160	320,300	
161	320,700	
162	321,000	
163	321,300	
164	321,600	
165	322,000	
166	322,300	

167	322,600	
168	322,900	
169	323,300	

備考 この表は、保健師その他のフルタイム職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(フルタイム職員の勤勉手当)	(フルタイム職員の勤勉手当)
第11条の2 [略]	第11条の2 [略]
2 フルタイム職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定めるところにより任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、フルタイム職員の勤勉手当の総額は、当該フルタイム職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	2 フルタイム職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定めるところにより任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、フルタイム職員の勤勉手当の総額は、当該フルタイム職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の106.25</u> を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
3~4 [略]	3~4 [略]

備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例(以下この項及び次項において「第1条改正後条例」という。)別表第1及び別表第2の規定は令和7年4月1日から、第1条改正後条例第11条の2第2項の規定は、令和7年11月30日から適用する。
(給与の内払)
- 3 第1条改正後条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後条例の規定による給与の内払とみなす。

規則

那霸市規則第1号

令和8年1月5日

公 布 済

那霸市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第3の2 別記]	[別表第3の2 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市職員の給与に関する規則(次項において「改正後規則」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正後規則の規定を適用する場合においては、改正前の那覇市職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後規則の規定による給与の内払とみなす。

[改正前 別記]

別表第3の2(第14条関係)

期間の区分	支給月額(円)		
	第11条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員		第11条第2項第2号又は同条第3項第2号の職員
	医師	歯科医師	
1年未満	416,600	310,000	[略]
1年以上2年未満	416,600	310,000	
2年以上3年未満	416,600	310,000	
3年以上4年未満	416,600	310,000	
4年以上5年未満	416,600	310,000	
5年以上6年未満	416,600	310,000	
6年以上7年未満	416,600	310,000	
7年以上8年未満	416,600	310,000	
8年以上9年未満	416,600	310,000	
9年以上10年未満	416,600	310,000	
10年以上11年未満	416,600	310,000	
11年以上12年未満	416,600	310,000	
12年以上13年未満	416,600	310,000	
13年以上14年未満	416,600	310,000	
14年以上15年未満	416,600	310,000	
15年以上16年未満	416,600	310,000	
16年以上17年未満	412,200	306,700	

17年以上18年未満	407,800	303,400
18年以上19年未満	403,400	300,100
19年以上20年未満	399,000	296,800
20年以上21年未満	394,600	293,500
21年以上22年未満	378,600	281,500
22年以上23年未満	360,100	268,000
23年以上24年未満	341,100	254,500
24年以上25年未満	322,100	241,000
25年以上26年未満	302,600	227,500
26年以上27年未満	281,600	210,500
27年以上28年未満	260,600	193,500
28年以上29年未満	239,600	176,500
29年以上30年未満	217,600	159,500
30年以上31年未満	195,600	142,000
31年以上32年未満	173,600	124,500
32年以上33年未満	150,600	107,000
33年以上34年未満	127,600	87,000
34年以上35年未満	104,600	67,000

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第3の2(第14条関係)

期間の区分	支給月額(円)		
	第11条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員		第11条第2項第2号又は同条第3項第2号の職員
	医師	歯科医師	
1年未満	417,600	310,800	[略]
1年以上2年未満	417,600	310,800	
2年以上3年未満	417,600	310,800	
3年以上4年未満	417,600	310,800	
4年以上5年未満	417,600	310,800	
5年以上6年未満	417,600	310,800	
6年以上7年未満	417,600	310,800	
7年以上8年未満	417,600	310,800	
8年以上9年未満	417,600	310,800	
9年以上10年未満	417,600	310,800	
10年以上11年未満	417,600	310,800	
11年以上12年未満	417,600	310,800	
12年以上13年未満	417,600	310,800	
13年以上14年未満	417,600	310,800	
14年以上15年未満	417,600	310,800	
15年以上16年未満	417,600	310,800	

16年以上17年未満	413,200	307,500
17年以上18年未満	408,800	304,200
18年以上19年未満	404,400	300,900
19年以上20年未満	400,000	297,600
20年以上21年未満	395,600	294,300
21年以上22年未満	381,600	283,300
22年以上23年未満	365,100	271,300
23年以上24年未満	348,600	258,800
24年以上25年未満	332,100	246,300
25年以上26年未満	315,600	233,800
26年以上27年未満	298,100	218,300
27年以上28年未満	280,600	202,800
28年以上29年未満	263,100	187,300
29年以上30年未満	245,100	171,800
30年以上31年未満	227,100	155,300
31年以上32年未満	209,100	138,800
32年以上33年未満	190,100	122,300
33年以上34年未満	171,100	104,300
34年以上35年未満	152,000	86,300

備考 [略]

那霸市規則第2号
令和8年1月5日
公 布 濟

那霸市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 [付則別表第1 別記] [別表第1 別記]	付 則 [付則別表第1 別記] [別表第1 別記]
備考 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市現業職員の給与に関する規則(次項において「改正後規則」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正後規則の規定を適用する場合においては、改正前の那覇市現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後規則の規定による給与の内払とみなす。

[改正前 別記]

付則別表第1

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
1		183,500	230,000	265,300	298,800	321,300
2		184,600	231,500	266,300	300,300	323,100
3		185,800	233,000	267,300	301,800	324,900
4		186,900	234,500	268,300	303,200	326,600
5		188,000	236,000	269,300	304,600	328,300
6		189,700	237,500	270,300	305,700	330,000
7		191,300	239,000	271,300	306,700	331,700
8		192,900	240,500	272,300	307,900	333,400
9		194,500	242,000	273,300	309,100	335,000
10		196,200	243,400	274,300	310,700	336,700
11		197,800	244,800	275,300	312,300	338,400
12		199,400	246,200	276,400	313,900	340,000
13		201,000	247,400	277,400	315,400	341,500
14		202,700	248,600	278,700	317,000	343,100
15		204,400	249,800	280,000	318,600	344,700
16		206,100	251,000	281,200	320,200	346,200

17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400

61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200
86	256,000	297,100	346,000		
87	256,300	297,400	346,400		
88	256,600	297,700	346,800		
89	256,900	298,000	347,000		
90	257,200	298,300	347,400		
91	257,500	298,600	347,800		
92	257,800	299,000	348,200		
93	258,100	299,200	348,400		
94		299,400	348,800		
95		299,700	349,200		
96		300,100	349,500		
97		300,300	349,800		
98		300,600	350,200		
99		301,000	350,600		
100		301,400	351,000		
101		301,600	351,500		
102		301,900	351,900		
103		302,200	352,300		
104		302,500	352,700		

105		302,700	353,200		
106		303,000	353,600		
107		303,300	353,900		
108		303,600	354,200		
109		303,800	354,700		
110		304,200			
111		304,600			
112		304,900			
113		305,100			
114		305,300			
115		305,600			
116		306,000			
117		306,200			
118		306,400			
119		306,700			
120		307,000			
121		307,400			
122		307,600			
123		307,900			
124		308,200			
125		308,500			
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700
					294,900

[改正後 別記]

付則別表第1

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
1		195,800	242,000	276,300	309,800	332,600
2		196,900	243,300	277,300	311,300	334,400
3		198,100	244,700	278,300	312,700	336,200
4		199,200	246,100	279,300	314,100	337,900
5		200,300	247,500	280,300	315,500	339,600
6		202,000	248,900	281,300	316,600	341,300
7		203,600	250,300	282,200	317,600	343,000
8		205,200	251,700	283,200	318,800	344,600
9		206,700	253,100	284,200	320,000	346,200
10		208,400	254,300	285,200	321,600	347,900
11		210,000	255,600	286,200	323,200	349,600
12		211,600	256,900	287,200	324,800	351,200

13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200

57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000
86	266,200	305,800	355,700		
87	266,500	306,100	356,100		
88	266,800	306,400	356,500		
89	267,100	306,700	356,700		
90	267,400	307,000	357,100		
91	267,700	307,300	357,500		
92	268,000	307,600	357,900		
93	268,300	307,800	358,100		
94		308,000	358,400		
95		308,300	358,800		
96		308,700	359,100		
97		308,900	359,400		
98		309,200	359,800		
99		309,500	360,200		
100		309,900	360,600		

101		310,100	361,100		
102		310,400	361,500		
103		310,700	361,900		
104		311,000	362,300		
105		311,200	362,800		
106		311,500	363,200		
107		311,800	363,500		
108		312,100	363,800		
109		312,300	364,200		
110		312,600			
111		313,000			
112		313,300			
113		313,500			
114		313,700			
115		314,000			
116		314,400			
117		314,600			
118		314,800			
119		315,100			
120		315,400			
121		315,700			
122		315,900			
123		316,200			
124		316,500			
125		316,800			
定年前再任 用短時間勤 務職員	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
	円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700

[改正前 別記]

別表第1(第3条、第4条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
定年前再任	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
用短時間勤		円	円	円	円	円
務職員以外	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
の職員	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400

8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800
40	232,300	250,400	276,500	300,300	348,700
41	233,000	250,800	277,000	300,900	349,600
42	233,500	251,300	277,500	301,500	350,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100	351,400
44	234,500	252,200	278,500	302,600	352,200
45	235,000	252,600	279,000	303,100	353,000
46	235,400	253,000	279,500	303,700	353,800
47	235,800	253,400	280,000	304,300	354,600
48	236,200	253,800	280,400	304,900	355,300
49	236,600	254,200	280,800	305,500	356,000
50	236,900	254,600	281,300	306,200	356,800
51	237,200	255,000	281,700	306,900	357,600

52	237,500	255,400	282,200	307,600	358,200
53	237,800	255,800	282,600	308,200	358,900
54	238,100	256,200	283,100	308,900	359,500
55	238,400	256,600	283,600	309,600	360,200
56	238,700	257,000	284,100	310,200	360,900
57	238,900	257,300	284,600	310,800	361,500
58	239,200	257,700	285,200	311,500	362,000
59	239,500	258,100	285,800	312,200	362,500
60	239,700	258,400	286,400	312,800	363,000
61	239,900	258,700	287,000	313,300	363,400
62	240,200	259,100	287,600	313,800	
63	240,500	259,500	288,200	314,400	
64	240,700	259,800	288,800	315,000	
65	240,900	260,100	289,300	315,600	
66	241,200	260,400	289,800	316,000	
67	241,500	260,700	290,300	316,500	
68	241,700	260,900	290,800	317,000	
69	241,900	261,100	291,300	317,300	
70	242,200	261,400	291,800	317,800	
71	242,500	261,700	292,200	318,300	
72	242,700	261,900	292,600	318,700	
73	242,900	262,100	293,000	318,900	
74	243,200	262,400	293,400	319,200	
75	243,500	262,700	293,800	319,400	
76	243,700	262,900	294,200	319,700	
77	243,900	263,100	294,600	320,000	
78	244,200	263,400	295,000	320,300	
79	244,500	263,700	295,400	320,600	
80	244,700	263,900	295,900	320,800	
81	244,900	264,100	296,200	321,000	
82	245,200	264,400	296,700	321,300	
83	245,400	264,700	297,200	321,600	
84	245,700	264,900	297,700	321,800	
85	245,900	265,100	298,000	322,000	
86	246,100	265,300	298,500	322,300	
87	246,400	265,600	299,000	322,600	
88	246,700	265,900	299,300	322,900	
89	246,900	266,100	299,700	323,100	
90	247,200	266,300	300,200	323,400	
91	247,500	266,600	300,700	323,700	
92	247,700	266,800	301,200	323,900	
93	247,900	267,100	301,500	324,100	
94	248,200	267,400	301,900	324,400	
95	248,500	267,700	302,400	324,700	

96	248,700	267,900	302,900	324,900		
97	248,900	268,100	303,300	325,100		
98	249,200	268,400	303,700			
99	249,500	268,600	304,000			
100	249,700	268,900	304,300			
101	249,900	269,100	304,600			
102	250,200	269,300	305,000			
103	250,500	269,600	305,300			
104	250,700	269,900	305,700			
105	250,900	270,100	306,000			
106		270,300	306,400			
107		270,600	306,800			
108		270,800	307,100			
109		271,100	307,300			
110		271,400	307,600			
111		271,700	307,900			
112		271,900	308,100			
113		272,100	308,300			
114		272,400	308,600			
115		272,600	308,900			
116		272,800	309,100			
117		273,100	309,300			
118		273,400	309,600			
119		273,700	309,900			
120		273,900	310,100			
121		274,100	310,300			
122		274,300	310,600			
123		274,600	310,900			
124		274,900	311,100			
125		275,100	311,300			
126		275,300	311,600			
127		275,600	311,900			
128		275,900	312,100			
129		276,100	312,300			
130		276,300				
131		276,600				
132		276,900				
133		277,100				
134		277,300				
135		277,600				
136		277,900				
137		278,100				
定年前再任 用短時間勤	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	

務職員	円 197,900	円 209,000	円 227,500	円 248,600	円 279,800
-----	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

[改正後 別記]

別表第1(第3条、第4条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
定年前再任	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
用短時間勤務職員以外の職員	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300

35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800
41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
62	250,100	268,100	296,900	322,900	
63	250,400	268,400	297,500	323,500	
64	250,600	268,700	298,000	324,100	
65	250,800	268,900	298,500	324,700	
66	251,100	269,200	299,000	325,100	
67	251,400	269,500	299,500	325,500	
68	251,600	269,700	300,000	326,000	
69	251,800	269,900	300,400	326,300	
70	252,100	270,200	300,800	326,800	
71	252,400	270,500	301,200	327,300	
72	252,600	270,700	301,600	327,700	
73	252,800	270,900	302,000	327,900	
74	253,100	271,200	302,300	328,200	
75	253,400	271,500	302,700	328,400	
76	253,600	271,700	303,100	328,700	
77	253,800	271,900	303,500	329,000	
78	254,100	272,200	303,900	329,300	

79	254,400	272,500	304,300	329,600
80	254,600	272,700	304,700	329,800
81	254,800	272,900	305,000	330,000
82	255,100	273,200	305,500	330,300
83	255,300	273,500	305,900	330,600
84	255,600	273,700	306,400	330,800
85	255,800	273,900	306,700	331,000
86	256,000	274,100	307,200	331,200
87	256,300	274,400	307,700	331,500
88	256,600	274,700	308,000	331,800
89	256,800	274,900	308,400	332,000
90	257,100	275,100	308,900	332,300
91	257,400	275,400	309,400	332,600
92	257,600	275,600	309,900	332,800
93	257,800	275,900	310,200	333,000
94	258,100	276,200	310,600	333,300
95	258,400	276,500	311,000	333,600
96	258,600	276,700	311,500	333,800
97	258,800	276,900	311,900	334,000
98	259,100	277,200	312,300	
99	259,400	277,400	312,600	
100	259,600	277,700	312,900	
101	259,800	277,900	313,200	
102	260,100	278,100	313,600	
103	260,400	278,400	313,900	
104	260,600	278,700	314,300	
105	260,800	278,900	314,600	
106		279,100	315,000	
107		279,400	315,400	
108		279,600	315,600	
109		279,900	315,800	
110		280,200	316,100	
111		280,500	316,400	
112		280,700	316,600	
113		280,900	316,800	
114		281,200	317,100	
115		281,400	317,400	
116		281,600	317,600	
117		281,900	317,800	
118		282,200	318,100	
119		282,500	318,400	
120		282,700	318,600	
121		282,900	318,800	
122		283,100	319,100	

123		283,400	319,400		
124		283,700	319,600		
125		283,900	319,800		
126		284,100	320,100		
127		284,400	320,400		
128		284,700	320,600		
129		284,900	320,800		
130		285,100			
131		285,400			
132		285,700			
133		285,900			
134		286,100			
135		286,400			
136		286,700			
137		286,900			
定年前再任 用短時間勤 務職員	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
	円 206,200	円 217,300	円 235,900	円 257,800	円 290,200

那霸市規則第3号
令和8年1月5日
公 布 濟

那霸市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則(令和元年那覇市規則第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当及び勤勉手当の支給割合)	(期末手当及び勤勉手当の支給割合)
第10条 条例第11条第2項の規則で定める割合は、 <u>100分の125</u> とする。	第10条 条例第11条第2項の規則で定める割合は、 <u>100分の127.5</u> とする。
2 [略]	2 [略]

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

第2条 那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当及び勤勉手当の支給割合)	(期末手当及び勤勉手当の支給割合)
第10条 条例第11条第2項の規則で定める割合は、 <u>100分の127.5</u> とする。	第10条 条例第11条第2項の規則で定める割合は、 <u>100分の126.25</u> とする。
2 [略]	2 [略]

備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則(次項において「第1条改正後規則」という。)の規定は、令和7年11月30日から適用する。(給与の内払)
- 3 第1条改正後規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後規則の規定による給与の内払とみなす。

那霸市規則第4号
令和8年1月5日
公 布 濟

那霸市現業職会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市現業職会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職会計年度任用職員の給与に関する規則(令和6年那覇市規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	

付 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市現業職会計年度任用職員の給与に関する規則(次項において「改正後規則」という。)の規定は、令和7年4月1日から適用する。(給与の内払)
- 改正後規則の規定を適用する場合においては、改正前の那覇市現業職会計年度任用職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後規則の規定による給与の内払とみなす。

[改正前 別記]

別表(第3条関係)

現業職給料表

号給	給料月額
1	円 185,700
2	187,400
3	189,100
4	190,800
5	192,500
6	194,200
7	195,800
8	197,400
9	199,000
10	200,500
11	202,000
12	203,500
13	205,000
14	206,500
15	208,000
16	209,500
17	211,000

18	212,400
19	213,800
20	215,200
21	216,600
22	217,700
23	218,800
24	219,900
25	220,900
26	221,800
27	222,700
28	223,600
29	224,500
30	225,300
31	226,100
32	226,900
33	227,700
34	228,400
35	229,100
36	229,800
37	230,500
38	231,100
39	231,700
40	232,300
41	233,000
42	233,500
43	234,000
44	234,500
45	235,000
46	235,400
47	235,800
48	236,200
49	236,600
50	236,900
51	237,200
52	237,500
53	237,800
54	238,100
55	238,400
56	238,700
57	238,900
58	239,200
59	239,500

60	239,700
61	239,900
62	240,200
63	240,500
64	240,700
65	240,900
66	241,200
67	241,500
68	241,700
69	241,900
70	242,200
71	242,500
72	242,700
73	242,900
74	243,200
75	243,500
76	243,700
77	243,900
78	244,200
79	244,500
80	244,700
81	244,900
82	245,200
83	245,400
84	245,700
85	245,900
86	246,100
87	246,400
88	246,700
89	246,900
90	247,200
91	247,500
92	247,700
93	247,900
94	248,200
95	248,500
96	248,700
97	248,900
98	249,200
99	249,500
100	249,700
101	249,900

102		250, 200
103		250, 500
104		250, 700
105		250, 900

[改正後 別記]

別表(第3条関係)

現業職給料表

号給	給料月額	円
1		198, 200
2		199, 900
3		201, 600
4		203, 300
5		205, 000
6		206, 700
7		208, 300
8		209, 900
9		211, 500
10		213, 000
11		214, 500
12		215, 900
13		217, 300
14		218, 800
15		220, 300
16		221, 800
17		223, 200
18		224, 600
19		226, 000
20		227, 400
21		228, 800
22		229, 800
23		230, 900
24		232, 000
25		233, 000
26		233, 800
27		234, 700
28		235, 500
29		236, 400
30		237, 200
31		238, 000
32		238, 800

33		239, 600
34		240, 100
35		240, 600
36		241, 100
37		241, 700
38		242, 200
39		242, 700
40		243, 200
41		243, 700
42		244, 000
43		244, 300
44		244, 700
45		245, 100
46		245, 500
47		245, 900
48		246, 300
49		246, 600
50		246, 900
51		247, 200
52		247, 500
53		247, 700
54		248, 000
55		248, 300
56		248, 600
57		248, 800
58		249, 100
59		249, 400
60		249, 600
61		249, 800
62		250, 100
63		250, 400
64		250, 600
65		250, 800
66		251, 100
67		251, 400
68		251, 600
69		251, 800
70		252, 100
71		252, 400
72		252, 600
73		252, 800
74		253, 100

75	253, 400
76	253, 600
77	253, 800
78	254, 100
79	254, 400
80	254, 600
81	254, 800
82	255, 100
83	255, 300
84	255, 600
85	255, 800
86	256, 000
87	256, 300
88	256, 600
89	256, 800
90	257, 100
91	257, 400
92	257, 600
93	257, 800
94	258, 100
95	258, 400
96	258, 600
97	258, 800
98	259, 100
99	259, 400
100	259, 600
101	259, 800
102	260, 100
103	260, 400
104	260, 600
105	260, 800

告示

那霸市告示第472号
令和8年1月5日
掲示済

那霸市母子生活支援センターさくらの指定管理者の指定について

那霸市母子生活支援センターさくらの管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき令和7年11月那霸市議会定例会において同意を得たので、那霸市母子生活支援センター条例(平成17年条例第51号)第15条第4項の規定により、次のとおり告示する。

那霸市長 知念 覚

1 管理を行わせる公の施設

名称 那霸市母子生活支援センターさくら
所在地 那霸市首里鳥堀町4丁目99番地

2 指定管理者となる団体

名称 公益社団法人 那霸市母子寡婦福祉会
所在地 那霸市金城3丁目5番地4
代表者 会長 仲盛 光子

3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日

那霸市告示第473号
令和8年1月5日
掲示済

那霸市母子・父子福祉センターの指定管理者の指定について

那霸市母子・父子福祉センターの管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき令和7年11月那霸市議会定例会において同意を得たので、那霸市総合福祉センター条例(平成17年条例第45号)第17条第4項の規定により、次のとおり告示する。

那霸市長 知念 覚

1 管理を行わせる公の施設

名称 那霸市母子・父子福祉センター
所在地 那霸市金城3丁目5番地4

2 指定管理者となる団体

名称 公益社団法人 那霸市母子寡婦福祉会
所在地 那霸市金城3丁目5番地4
代表者 会長 仲盛 光子

3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日

那覇市告示第484号
令和8年1月14日
掲示済

市道の路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、本告示の日をもって市道の路線を次のように認定する。

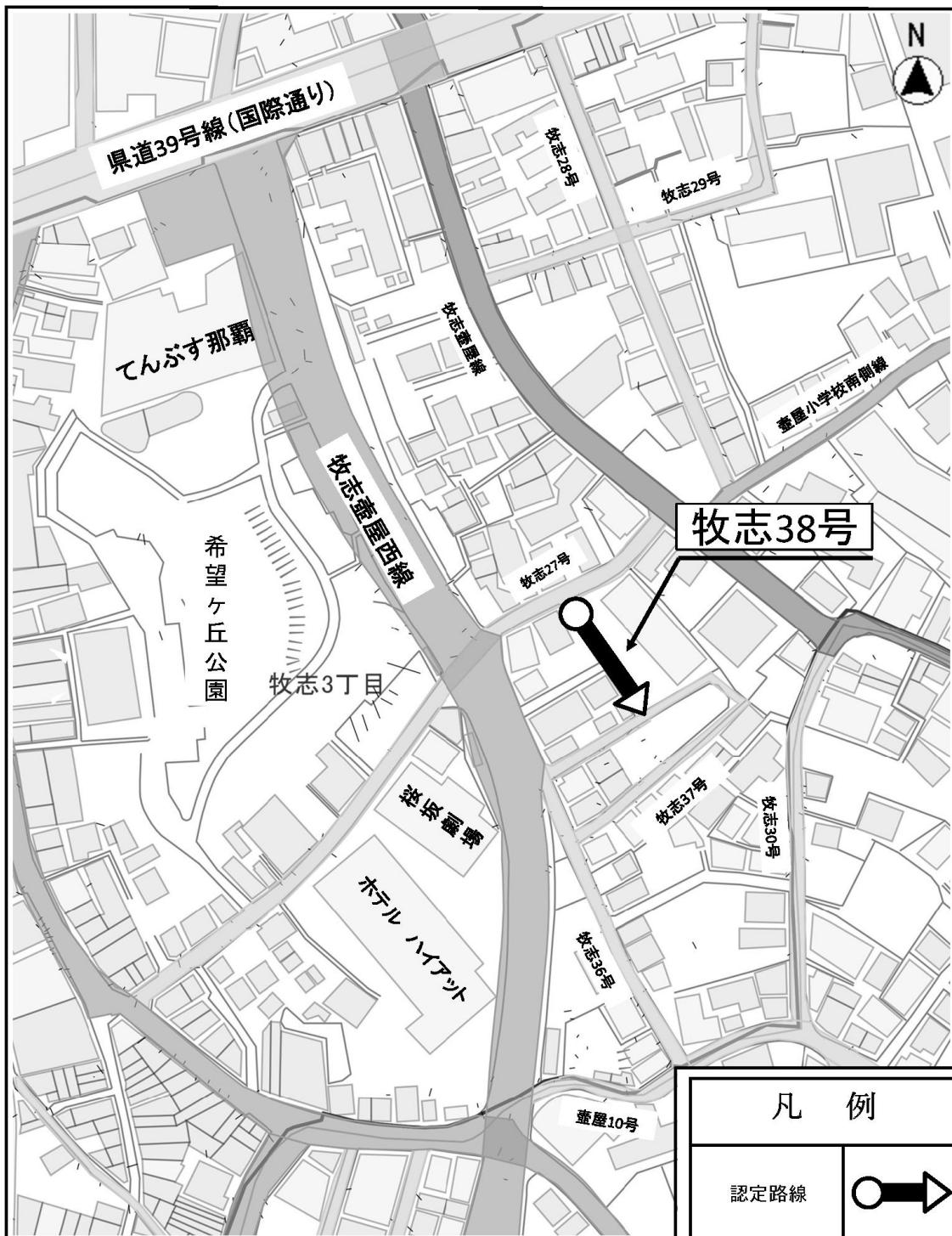
その関係図面は、告示の日から2週間、那覇市都市みらい部道路管理課において一般の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

1. 認定する路線

整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
2385	牧志38号	牧志三丁目220番～ 牧志三丁目219番1	

市道の路線認定位置図(参考図)



那霸市告示第503号
令和8年2月2日

令和8年(2026年)1月19日付けで専決処分を行った令和7年度那霸市一般会計補正予算(第7号)の要領は次のとおりである。

那霸市長 知念 覚

令和7年度那霸市一般会計補正予算(第7号)

令和7年度那霸市の一般会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132,607千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195,327,329千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 峰入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		千円 21,123,593	千円 133,405	千円 21,256,998
19 繰入金	3 委託金	819,336	133,405	952,741
	2 基金繰入金	9,153,693	△798	9,152,895
	歳入合計	8,987,845	△798	8,987,047
		195,194,722	132,607	195,327,329

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 18,637,470	千円 132,607	千円 18,770,077
	4 選舉費	390,324	132,607	522,931
歳出合計	計	195,194,722	132,607	195,327,329

公 告

那覇市公告第 683 号
令和 8 年 1 月 6 日
掲 示 濟

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 知念 覚

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
令和 7 年 10 月 22 日 第 R4-03-03 号
那覇市指令ま建指第 41-R4-03-03 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市松尾二丁目 107 番 1、107 番 25
- 3 公共施設
防火水槽
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区芝二丁目 31 番 19 号
株式会社長谷工不動産 代表取締役社長 松本 健
沖縄県那覇市おもろまち四丁目 11 番 25 号
大和ハウス工業株式会社沖縄支店 支店長 岡林 弘治
- 5 検査済証番号
令和 8 年 1 月 6 日 那ま建指第 205 号（工事完了）
令和 8 年 1 月 6 日 那ま建指第 206 号（公共施設工事完了）
- 6 工事完了年月日
令和 7 年 12 月 17 日

那覇市公告第712号
令和8年2月2日

那覇市消防局寝具類賃貸借契約に係る制限付一般競争入札について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 件名 那覇市消防局寝具類賃貸借契約
- (2) 履行場所 那覇市消防局庁舎、他7署所（別添仕様書参照）
- (3) 履行内容 別添仕様書のとおり
- (4) 履行期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日

2 入札参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあっては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等が必要とする場合にあってはそれらの資格等を有していること。
- (4) 入札に参加しようとする年の1月1日において引き続き2年以上同種の営業（寝具類の賃貸業及びクリーニング業）を営んでおり、かつ、現在も引き続き営業していること。
- (5) 市町村税等を滞納していないこと。
- (6) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係していないこと。
- (7) 沖縄県内に本社又は営業所等があること。

3 参加資格の確認

入札への参加を希望する者については、参加資格の確認を行うので、入札参加資格審査申請書、業務実績調、誓約書（市指定様式）、市町村税等完納証明書（写し可）、印鑑証明書（原本）、使用印鑑届出書、財務諸表（写し可）、登記事項証明書（履歴事項全部証明書、写し可）、クリーニング所検査確認済証（写し）を令和8年2月12日（木）までに提出すること。郵送での提出の場合においても提出期限までに必着とする。

印鑑証明書、完納証明書、登記事項証明書は3ヶ月以内に取得したものを提出すること。※本市指定様式は、那覇市ホームページよりダウンロードすること。

4 仕様書の配布

那覇市ホームページに掲載する仕様書をダウンロードすること。

5 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 令和8年2月10日(火)午後3時から

(2) 場所 那覇市消防局4階 第2会議室(那覇市銘苅2丁目3番8号)

6 入札日時及び場所

(1) 日時 令和8年2月18日(水)午後3時から

(2) 場所 那覇市消防局4階 第2会議室(那覇市銘苅2丁目3番8号)

7 入札時提出書類

(1) 入札書(本市指定様式)

※入札書には、自己の見積った金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した額(この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。)が契約金額となる。

(2) 代理人が入札する場合にあっては委任状(本市指定様式)

※本市指定様式は、那覇市ホームページよりダウンロードすること。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、那覇市契約規則第8条各号のいずれかに該当するときは免除する。

(2) 契約保証金 那覇市契約規則第30条各号のいずれかに該当するときは免除するが、落札者が正当な理由なく契約を履行しないときは、契約金額の100分の10以上に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

9 入札の無効

那覇市契約規則第14条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

10 落札者の決定方法

(1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 同額の入札を行った入札参加者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

(3) 落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

11 質問の方法・回答

(1) 質問の方法 (別紙①) 質問書に質問内容を記載し、消防局総務課宛てメールまたはFAXにて提出すること。

※提出後、必ず消防局総務課へ連絡すること。

(2) 質問期限 令和8年2月13日(金)午後3時

(3) 質問に対する回答 令和8年2月17日(火)午後3時までに入札参加業者全員へFAXにて回答する。

12 最低賃金遵守誓約書の提出

契約を締結した者は、契約締結後、速やかに市指定様式の最低賃金遵守誓約書を提出すること。

13 その他

郵送による入札は認めない。また、提出された書類は返却しない。

14 問い合わせ先

那覇市消防局総務課 担当 外間・與那覇

TEL867-0119 FAX869-1190

E-mail f-sou001@city.naha.lg.jp

議会訓令

那霸市議会訓令第5号

令和7年12月19日

公 表 濟

那霸市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那霸市議会議長 坂井 浩二

那覇市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

那覇市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年那覇市議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第1号様式 別記]	[第1号様式 別記]
[第10号様式 別記]	[第10号様式 別記]
[第16号様式 別記]	[第16号様式 別記]

備考

- 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

(施行期日)

- この訓令は、令和7年12月29日から施行する。
(経過措置)
- この訓令による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の那覇市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この訓令による改正後の那覇市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

[改正前 別記]

(表)

第1号様式(第9条関係)

[略]

(裏)

3 本人確認等

[略]

イ [略]

[略]

個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)

[略]

[略]

[略]

[略]

[改正後 別記]

(表)

第1号様式(第9条関係)

[略]

(裏)

3 本人確認等

[略]

イ [略]

[略]

個人番号カード

[略]

[略]

[略]

[略]

[改正前 別記]

(表)

第10号様式(第19条関係)

[略]

(裏)

【本人確認等】

[略]

2 [略]

[略]

個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)

[略]

[略]

[略]

[改正後 別記]

(表)

第10号様式(第19条関係)

[略]

(裏)

【本人確認等】

[略]

2 [略]

[略]

個人番号カード

[略]
[略]
[略]

[改正前 別記]

(表)

第16号様式(第24条関係)

[略]

(裏)

【本人確認等】

[略]
2 [略]
<input type="checkbox"/> 運転免許証
<input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)
<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
<input type="checkbox"/> その他(_____)
[略]
[略]

[改正後 別記]

(表)

第16号様式(第24条関係)

[略]

(裏)

【本人確認等】

[略]
2 [略]
<input type="checkbox"/> 運転免許証
<input type="checkbox"/> 個人番号カード
<input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
<input type="checkbox"/> その他(_____)
[略]
[略]

上下水道局告示

那霸市上下水道局告示第26号
令和8年1月13日
掲示済

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第1号の規定に基づき告示する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者新規指定

登録番号	事業者	事業所の所在地	代表者 指定年月日
560	仲里設備工業	南風原町字兼城130番地	仲里 和晃 令和7年12月23日
561	株式会社イースマイル	大阪市中央区瓦屋町三丁目7番3号	島村 禮孝 令和8年1月8日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第43号

令和8年1月5日

掲示済

選挙人名簿の閲覧状況について

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの選挙人名簿の抄本の閲覧状況は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 前原常雄

閲覧申出者の氏名(法人の場合名称及び代表者又は管理人の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場所の所在地
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和7年1月9日	那覇市全域の有権者(楚辺)	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和7年1月15日	那覇市全域の有権者(楚辺)	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和7年1月16日	那覇市全域の有権者(松尾)	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和7年1月17日	那覇市全域の有権者(寄宮)	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和7年1月21日	那覇市全域の有権者(松尾)	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和7年1月24日	那覇市全域の有権者(寄宮)	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和7年1月28日	那覇市全域の有権者(松尾)	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和7年1月30日	那覇市全域の有権者(松尾)	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和7年1月31日	那覇市全域の有権者(寄宮)	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和7年2月5日	那覇市全域の有権者(壱川、松尾)	

閲覧申出者の氏名(法人の場合名称及び代表者又は管理人の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事務所の所在地
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「投票行動とメディア」に関する世論調査の実施のため対象者抽出。投票行動とメディアの関係はどうなっているのか、有権者が投票行動の参考とするためどんな情報を求め、今の選挙報道をどのように評価しているか把握する。	令和7年2月6日 令和7年2月15日	おもろまち1丁目から12 件、18歳以上の男女	東京都中央区銀座5丁目15 番8号
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和7年2月12日	那覇市全域の有権者（壺 川、前島）	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和7年2月14日	那覇市全域の有権者（寄 宮）	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和7年2月18日	那覇市全域の有権者（壺 川、前島）	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和7年2月20日	那覇市全域の有権者（壺 川、泉崎）	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和7年2月21日	那覇市全域の有権者（寄 宮）	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和7年2月26日	那覇市全域の有権者（泉 崎）	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和7年2月27日	那覇市全域の有権者（若 狭、旭町、泉崎）	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和7年2月28日	那覇市全域の有権者（寄 宮）	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和7年3月4日	那覇市全域の有権者（壺 川、泉崎）	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和7年3月5日	那覇市全域の有権者（寄 宮）	

閲覧申出者の氏名(法人の場合は法人の名称及び代表者又は管理人の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選舉人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事務所の所在地
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和7年3月6日	那覇市全域の有権者(泉崎)	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和7年3月7日	那覇市全域の有権者(寄宮、与儀)	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和7年3月11日	那覇市全域の有権者(前島、泉崎)	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和7年3月12日	那覇市全域の有権者(寄宮、与儀)	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和7年3月13日	那覇市全域の有権者(前島、牧志)	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和7年3月14日	那覇市全域の有権者(与儀)	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和7年3月19日	那覇市全域の有権者(与儀)	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和7年3月21日	那覇市全域の有権者(与儀)	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和7年3月25日	那覇市全域の有権者(牧志)	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和7年3月27日	那覇市全域の有権者(牧志)	
こはつうしお後援会 小波津 潮	後援会の総会案内	令和7年3月28日	那覇市内の選舉人(松島、古島、首里末吉町、真嘉比)	那覇市古島1-23-2 譜久原ビル 3-B
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和7年4月2日	那覇市全域の有権者(与儀)	

閲覧申出者の氏名(法人の場合は法人の氏名) 及び代表者又は管理人の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事務所の所在地
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和7年4月3日	那覇市全域の有権者(若狭、安里、牧志)	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和7年4月4日	那覇市全域の有権者(与儀)	
れいわ新選組衆議院沖縄県第4区総支部 山川 仁	政治への関心を広めるために啓発活動と政治活動を知ってもらう為に活動広告を郵送するから	令和7年4月8日	那覇市全域(与儀)	沖縄県豊見城市豊崎1-1164
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和7年4月8日	那覇市全域の有権者(久茂地)	
れいわ新選組衆議院沖縄県第4区総支部 山川 仁	政治への関心を広めるために啓発活動と政治活動を知ってもらう為に活動広告を郵送するから	令和7年4月9日	那覇市全域(与儀)	沖縄県豊見城市豊崎1-1164
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和7年4月9日	那覇市全域の有権者(与儀)	
前田 千尋	宣伝物の郵送	令和7年4月10日	那覇市全域の有権者(久茂地、若狭)	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和7年4月11日	那覇市全域の有権者(与儀、古波蔵)	
れいわ新選組衆議院沖縄県第4区総支部 山川 仁	政治への関心を広めるために啓発活動と政治活動を知ってもらう為に活動広告を郵送するから	令和7年4月11日	那覇市全域(与儀)	沖縄県豊見城市豊崎1-1164
れいわ新選組衆議院沖縄県第4区総支部 山川 仁	政治への関心を広めるために啓発活動と政治活動を知ってもらう為に活動広告を郵送するから	令和7年4月14日	那覇市全域(松川)	沖縄県豊見城市豊崎1-1164
れいわ新選組衆議院沖縄県第4区総支部 山川 仁	政治への関心を広めるために啓発活動と政治活動を知ってもらう為に活動広告を郵送するから	令和7年4月15日	那覇市全域(松川)	沖縄県豊見城市豊崎1-1164

閲覧申出者の氏名(法人の場合は管轄人の氏名) 及び代表者又は代理人の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の場合の主たる事務所の所在地
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和7年4月16日	那覇市全域の有権者(与儀、古波蔵)	
翁長 俊英	後援会活動名簿の住所所確認	令和7年4月18日	那覇市全域(寄宮)	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和7年4月18日	那覇市全域の有権者(与儀、古波蔵)	
翁長 俊英	後援会活動名簿の住所所確認	令和7年4月21日	那覇市全域(寄宮)	
れいわ新選組衆議院沖縄県第4区総支部 山川 仁	政治への関心を広めるために啓発活動と政治活動を知つてもらう為に活動広告を郵送するから	令和7年4月21日	那覇市全域(松川)	沖縄県豊見城市豊崎1-1164
村上 由自	選挙活動の宣伝物を郵送するため	令和7年4月30日	那覇市全域(首里石嶺町)	
れいわ新選組衆議院沖縄県第4区総支部 山川 仁	政治への関心を広めるために啓発活動と政治活動を知つてもらう為に活動広告を郵送するから	令和7年5月1日	那覇市全域(寄宮)	沖縄県豊見城市豊崎1-1164
れいわ新選組衆議院沖縄県第4区総支部 山川 仁	政治への関心を広めるために啓発活動と政治活動を知つてもらう為に活動広告を郵送するから	令和7年5月2日	那覇市全域(寄宮、国場、首里石嶺町)	沖縄県豊見城市豊崎1-1164
れいわ新選組衆議院沖縄県第4区総支部 山川 仁	政治への関心を広めるために啓発活動と政治活動を知つてもらう為に活動広告を郵送するから	令和7年5月7日	那覇市全域(三原、松川、首里石嶺町、国場)	沖縄県豊見城市豊崎1-1164
れいわ新選組衆議院沖縄県第4区総支部 山川 仁	政治への関心を広めるために啓発活動と政治活動を知つてもらう為に活動広告を郵送するから	令和7年5月8日	那覇市全域(寄宮、三原、首里石嶺町)	沖縄県豊見城市豊崎1-1164
れいわ新選組衆議院沖縄県第4区総支部 山川 仁	政治への関心を広めるために啓発活動と政治活動を知つてもらう為に活動広告を郵送するから	令和7年5月9日	那覇市全域(壺屋、首里石嶺町、長田、国場)	沖縄県豊見城市豊崎1-1164

閲覧申出者の氏名(法人の場合名称及び代表者又は管理人の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の所在地
れいわ新選組衆議院沖縄県第4区総支部 山川 仁	政治への関心を広めるために啓発活動と政治活動を知つてもらうために活動広告を郵送するから	令和7年5月13日	那覇市全域(壺屋、首里儀保町、首里久場川町、長田、国場、古波蔵)	沖縄県豊見城市豊崎1-1164
村上 由自	選挙活動の宣伝物を郵送するため	令和7年5月14日	那覇市全域(首里久場川町、宇栄原、具志)	
村上 由自	選挙活動の宣伝物を郵送するため	令和7年5月15日	那覇市全域(宇栄原)	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和7年5月15日	那覇市全域の有権者(古波蔵)	
翁長 後英	後援会活動名簿の住所確認	令和7年5月15日	那覇市全域(寄宮、長田)	
村上 由自	選挙活動の宣伝物を郵送するため	令和7年5月16日	那覇市全域(首里平良町、首里金城町、首里大中町、首里池端町)	
村上 由自	選挙活動の宣伝物を郵送するため	令和7年5月19日	那覇市全域(首里平良町、首里赤平町、首里石嶺町、首里儀保町、宇栄原、具志)	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和7年5月20日	那覇市全域の有権者(古波蔵)	
翁長 後英	後援会活動名簿の住所確認	令和7年5月20日	那覇市全域(長田、繁多川)	
村上 由自	選挙活動の宣伝物を郵送するため	令和7年5月21日	那覇市全域(牧志、繁多川)	
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和7年5月22日	那覇市全域の有権者(古波蔵)	
村上 由自	選挙活動の宣伝物を郵送するため	令和7年5月22日	那覇市全域(繁多川、久米)	

閲覧申出者の氏名(法人の場合名称及び代表者又は管理人の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合は事務所の所在地
いづみティファニー後援会 泉水ティファニー	選挙活動の宣伝物を郵送するため	令和7年5月23日	那覇市全域（首里石嶺町、久茂地）	沖縄県糸満市西崎町3丁目20番地
上原 安夫	宣伝物の郵送	令和7年5月23日	那覇市全域の有権者（国場）	
いづみティファニー後援会 泉水ティファニー	選挙活動の宣伝物を郵送するため	令和7年5月26日	那覇市全域（前島、首里石嶺町、若狭）	沖縄県糸満市西崎町3丁目20番地
いづみティファニー後援会 泉水ティファニー	選挙活動の宣伝物を郵送するため	令和7年5月27日	那覇市全域（識名）	沖縄県糸満市西崎町3丁目20番地
いづみティファニー後援会 泉水ティファニー	選挙活動の宣伝物を郵送するため	令和7年5月28日	那覇市全域（識名、久米、前島）	沖縄県糸満市西崎町3丁目20番地
瑞慶覧りか	世帯数と住所を確認し、活動報告の葉書を送付するため	令和7年5月29日	那覇市東部（首里崎山町、首里石嶺町、首里真和志町、首里桃原町、首里池端町）	
瑞慶覧りか、	世帯数と住所を確認し、活動報告の葉書を送付するため	令和7年5月30日	那覇市東部（首里当蔵町、首里久場川町、首里金城町、首里儀保町、首里赤田町、首里崎山町）	
瑞慶覧りか、	活動報告の葉書を送付するため	令和7年6月3日	那覇市東部（首里赤平町、首里儀保町、首里汀良町、首里金城町、首里赤田町、首里寒川町）	
瑞慶覧りか、	活動報告の葉書を送付するため	令和7年6月4日	那覇市東部（首里山川町、首里赤平町、首里久場川町、首里真和志町、首里寒川町）	

閲覧申出者の氏名(法人の場合は法人の名称及び代表者の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事務所の所在地
れいわ新選組衆議院沖縄県第4区総支部 山川 仁	政治への関心を広めるために啓発活動と政治活動を知ってもらうために活動広告を郵送するから	令和7年6月5日	那覇市全域(松川)	沖縄県豊見城市豊崎1-1164
平良まさし後援会 平良昌史	支援者の住所・氏名を確認するため	令和7年6月6日	那覇市全域	那覇市与儀2-17-19 エーポン101
平良まさし後援会 平良昌史	支援者の住所・氏名を確認するため	令和7年6月9日	那覇市全域	那覇市与儀2-17-19 エーポン101
瑞慶覧りか 瑞慶覧りか、	活動報告の葉書を送付するため	令和7年6月10日	那覇市東部(首里鳥堀町、首里当蔵町)	
平良まさし後援会 平良昌史	活動報告の葉書を送付するため	令和7年6月11日	那覇市東部(首里鳥堀町)	
翁長 俊英 上原 安夫	支援者の住所・氏名を確認するため	令和7年6月13日	那覇市内の選挙人	那覇市与儀2-17-19 エーポン101
翁長 俊英 上原 安夫	後援会活動名簿の住所確認 宣伝物の郵送	令和7年6月16日 令和7年6月17日	那覇市全域(繁多川)(国場)	
翁長 俊英 上原 安夫	後援会活動名簿の住所確認 宣伝物の郵送	令和7年6月18日 令和7年6月19日	那覇市全域(長田) 那覇市全域の有権者(国場)	
平良まさし後援会 平良昌史	支援者の住所・氏名を確認するため	令和7年6月20日	那覇市内の選挙人	那覇市与儀2-17-19 エーポン101
若い力で動かす那覇の会 事務局長 仲地 勇一朗	選挙ハガキを郵送するため、有権者の住所を確認したいため	令和7年6月24日	那覇市首里石嶺町に在住の有権者	那覇市首里石嶺町4-9-1(1階)
若い力で動かす那覇の会 事務局長 仲地 勇一朗	選挙ハガキを郵送するため、有権者の住所を確認したいため	令和7年6月25日	那覇市首里石嶺町に在住の有権者	那覇市首里石嶺町4-9-1(1階)

閲覧申出者の氏名(法人の場合 及び代表者又は管理人の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の主たる事務所の所在地
佐藤 正久	選挙はがきあて名書きのため	令和7年6月26日	那覇市鏡水679那覇駐屯地に居住する選挙人	那覇市字当間301那覇基地に居住する選挙人
平良まさし後援会 平良昌史	後援会の総会案内送付のため	令和7年6月27日	那覇市内の選挙人	那覇市与儀2-17-19 コード番号101
上里 直司	政治活動用ハガキ等の発送のため	令和7年6月30日	首里鳥堀町5丁目	那覇市与儀2-17-19 コード番号101
平良まさし後援会 平良昌史	後援会の総会案内送付のため	令和7年6月30日	那覇市内の選挙人	那覇市与儀2-17-19 コード番号101
嘉手川 航汰	選挙ハガキを郵送するため、有権者の住所を確認する	令和7年7月1日	那覇市首里石嶺町に在住の有権者	那覇市首里石嶺町に在住の有権者
嘉手川 航汰	選挙ハガキを郵送するため、有権者の住所を確認する	令和7年7月2日		
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「第27回参議院議員通常選挙に関する意識調査」の実施のための対象者抽出。有権者の投票行動等の実態を調査し、今後の選挙啓発上の資料をすることを目的とする。	令和7年8月7日	宇宇栄原～、18歳以上の男女(平成19年7月)	東京都中央区銀座5丁目15番8号
田辺 俊介	文部科学省科学研究費補助金を受けて行う「国際化と市民の政治参加に関する世論調査2025」の実施にあたり、調査対象者の抽出を行うため。	令和7年9月1日	那覇市在住の18歳から79歳の男女のうち200人を無作為に抽出	
一般社団法人 共同通信社 社長 沢井 俊光	日本世論調査会・共同通信社 世論調査の対象者抽出のため	令和7年9月9日	第59、第29投票区	東京都港区東新橋1-7-1
平良まさし後援会 平良昌史	後援会の総会案内送付	令和7年10月10日	那覇市内の選挙人	那覇市与儀2-17-19 コード番号101

閲覧申出者の氏名(法人の場合名称及び代表者又は管理人の氏名)	閲覧の利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る選挙人の範囲	申出者が法人の場合の場所の所在地
一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦	「政治・経済・社会に関する意識調査」の実施のための対象者抽出。本調査は、政治・経済・社会に関連する人々の意識を定点観測することを目的としている。	令和7年12月18日	松川3丁目4番～、満18歳以上の男女（平成19年12月末日まで生まれ）	東京都中央区銀座5丁目15番8号

監査委員公表

那監公表第6号
令和8年2月2日

那覇市監査委員 新垣淑博
同 宮城哲
同 城間貞
同 比嘉啓登

令和7年度定期監査（工事監査）の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した令和7年度定期監査（工事監査）の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年度定期監査（工事監査）結果報告書

第1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和2年那覇市監査委員告示第1号）

第2 監査の種類

工事監査（地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査）

第3 監査の対象

工事監査実施要領（平成29年3月27日監査委員決定）及び令和7年度定期監査（工事監査）実施計画に基づき、契約金額が1件2,000万円以上（令和7年7月31日時点）で、令和7年10月16日（工事技術調査最終日）現在施行中の土木工事、建築工事、電気工事、機械設備工事等52件の中から以下の3件を選定した。

- 令和6年度9工区三原地内公共下水道（雨水）工事
- 安岡中学校長寿命化予防改修工事（建築1工区）
- 令和7年度那覇空港南側船揚場整備工事（その2）

第4 監査の着眼点（調査項目）

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた実務ガイドライン第3編第3章第4節の工事監査等の着眼点に準じ、主として以下の事項とした。

1 計画について

- (1) 都市計画及び事業決定の手続きは適正に行われているか。
- (2) 建築工事の計画通知関係書類など、関係法令に基づく必要な書類が適切に整備されているか。
- (3) 地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整がなされているか。

2 設計について

- (1) 事業目的に適合した設計となっているか。
- (2) 法令等に適合した設計となっているか。
- (3) 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。
- (4) コスト削減意識を反映した設計となっているか。
- (5) 高齢者、障がい者等利用者の立場に立った設計となっているか。

3 積算について

- (1) 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- (2) 歩掛及び単価は適正か。また、歩掛及び単価は、施工の条件等を的確に反映しているか。
- (3) 数量及び金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。

4 契約について

- (1) 契約の方法及び手続きは適正か。
- (2) 契約締結事務は適正か。

5 施工及び現場調査について

- (1) 工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に行われているか。
- (2) 工事施工計画は適切か。施工計画書及び工程表は整備されているか。
- (3) 設計図書どおり施工されているか。
- (4) 法令等を遵守して施工されているか。
- (5) 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。
- (6) 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。また、その記録は整備されているか。
- (7) 現場の安全管理は適切に行われているか。
- (8) 工程管理及び品質管理は適切に行われているか。
- (9) 工期変更及び設計変更の理由・内容・時期は適切か。
- (10) 環境に配慮した施工がなされているか。

第5 監査の主な実施内容

監査は、全国都市監査委員会が定めた実務ガイドライン（令和2年度策定）に準じ、当該ガイドラインの工事監査等の着眼点のうち、主に計画、設計、積算、契約、施工について、経済性、効率性、安全性及び諸手続きが適正に確保されているかを主眼として、各工事について課長、担当職員より説明を聴取し、これらの各項目の各段階において実施された工事が適正であるかどうかについて、書類調査及び現場調査（10月14日から15日まで）を実施した。

なお、実施に当たっては、工事技術調査業務委託契約に基づき、協同組合 総合技術士連合から派遣された技術士（建設部門・「土質及び基礎」）を交えて、調査を行った。

第6 監査の期間、日程及び実施場所

- 1 期 間 令和7年8月25日から令和7年12月23日まで
- 2 日 程 令和7年10月14日・午後～令和7年10月15日・午前（書類調査）
令和7年10月15日・午後（現場調査）
令和7年10月16日・午前（講評）
- 3 場 所 監査会議室（本庁舎12階）及び各監査対象工事現場

第7 監査の総評

1 対象工事全体について

関係書類を審査し、説明者に質問して、当該工事の計画、設計・仕様、積算、契約、施工等の各段階における技術的事項の実施状況について整合性を調査した結果、3件とも、書類調査は概ね適正である。また、現場調査についても概ね良好である。

設計図書、その他工事関係書類については、本市で統一された様式の工事概要書他、関連資料が作成され、その内容は、正確かつ丁寧にまとめられていた。

各工事の監査結果については、次の「2 各工事について」で述べるとおりである。なお、今回の各工事監査結果については、重大な指摘事項はない。

指摘事項等は、次の区分によるものとする。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するもの

(2) 要望事項

指摘事項には至らないが、改善について検討が望まれるもの

2 各工事について

○令和6年度9工区三原地内公共下水道（雨水）工事

(1) 工事担当所管部署

上下水道局 下水道課

(2) 工事概要

ア 工事場所：那覇市三原地内

イ 工事内容

・管きょ更生工 既設管 2,250mm×2,250mm

管きょ内被覆工 管更生径 2,100mm×2,050mm

更生材料	1式
製管工	39.7m
充てん工	1式
仕上工	1式

管きょ内被覆工 管更生径 2,100mm×2,020mm

更生材料	1式
製管工	44.9m
充てん工	1式
仕上工	1式

・仮設工

交通誘導員 B 102人

ウ 入札方式 制限付一般競争入札（事後審査方式） 参加者：4者

エ 工事請負者 ムトウ建設株式会社 代表取締役 武東 愛一郎

現場代理人 松田 正則

主任（監理）技術者 山 忠

オ 工事監理者（委託） なし

カ 設計者 株式会社 ウイング総合設計

(委託期間：令和5年7月14日～令和6年2月29日)

キ 工期 令和7年6月9日～令和8年1月30日

契約年月日 令和7年6月9日

ク 事業費 設計額 158,191,000円（税込み）

請負額 144,235,300円（税込み）

予定価格 158,191,000円（税込み）

落札率 91.18%

ケ 工事進捗率 41.24%（計画進捗率 41.74%）9月30日現在

(3) 総評

令和6年度9工区三原地内公共下水道（雨水）工事（以下、「本工事」という。）は、電子入札対象案件（事後審査方式）とし、令和7年5月28日午前9時から令和7年5月29日午後2時までの期間に入札され、令和7年5月30日に開札、資格審査書類の事後審査後、令和7年6月9日に工事請負契約が行われた。

本工事の調査時点での進捗率は、実施出来高は41.24%（令和7年9月末現在）である。計画出来高は、41.74%であり計画どおり進められている。

今後も、計画工程通りに契約工期内に工事が完了する見通しである。

本工事の工事監査については、令和7年10月14日に書類調査を実施した。その方法は、先ずは工事監査に先立ち、関係図書の提示を受け、事前の書面による質疑応答を行った。書類調査において担当である下水道課職員から説明を受け、疑問点はその場で質問する形で進めた。施工管理状況、写真管理、検査記録などについては、現状よく整理されていた。

書類による監査の結果については、計画・設計・積算・契約・施工計画・施工管理等の段階毎に管理すべき諸書類の整備及び工事監理の状況を確認し、何れも概ね適正である。

現場における監査は、同年10月15日に行われ、下水道課職員及び施工担当のムトウ建設株式会社の主任技術者等から工事概要の説明を受けた後、質疑応答を行った。

現場調査の結果についても、特に課題は見受けられなかった。

本工事は、地上の交通を遮断することなく、また、既設の構造物を再利用することでコストダウンを図りつつ、下水道としての機能である流下量を増やすことを可能にしていることからも、効果的な工事の推進と考えられる。

(4) 着手前の技術調査について

本工事の関係図書については、不足はなく、よく整理されている。

ア 計画について

那覇市の下水道は分流式で、本工事の対象は、雨水幹線である。第5次那覇市総合計画の施策53「公共下水道を整備促進し、安全安心なまちをつくる」では、

「既存の下水道施設については、予防保全型施設管理を強化し、老朽施設の計画的かつ効率的な改築を実施します。」と記されている。具体的には、標準的な耐用年数50年を超える管路施設が急激に増加し、老朽化による破損などの不具合の発生が懸念されている。

本工事の採択に当たっては、下水道施設の改築・修繕費用の平準化、ライフサイクルコストの低減化や、予防保全型施設管理の導入による安全の確保など、施設全体の適正な維持・修繕及び改築を行うために制定された下水道施設のストックマネジメント計画に基づき実施されている。

本工事の目的と本年度実施に至る経緯は明確である。

イ 設計について

設計は、株式会社 ウイング総合設計に業務委託している。

本工事の設計には、以下の基準等を参照して実施された。

- ・土木工事標準積算基準書（国土交通省、令和6年）
- ・管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（日本下水道協会、平成29年）

設計方針としては、以下の項目があげられている。

- ・非開削工法で行う事で、土砂等の廃棄物の発生を抑える。
- ・製管工法の比較検討を行い、経済性の高い工法を採用。

本工事においては、開削工法で行う既設ボックスカルバートを撤去し再構築する案も考えられるが、長時間の交通制限やコストの増加が見込まれるため、本工事は非開削工法で行う既設ボックスカルバートを再利用した製管工法が採用されている。

非開削工法の製管工法に関しては、最終的に採用されたクリアフロー工法のほか、パルテムフローリング工法・3Sセグメント工法・SPR工法・ストリング工法の計5工法の比較検討が行われている。経済性・耐久性・施工性（交通の影響・施工日数・大雨対応の3点）で点数化された比較で、経済性と耐久性に優れたクリアフロー工法の採用になっている。

設計書図面には、「うき除去根拠図」も示されており、数量算定に供されており、現場の施工時にこの数量は変化する。

製管工法において更生管内側の粗度係数が向上するため、内空断面は減少するが、流下の向上が期待でき、これも更生工事の重要な点である。

以上を考慮した管きよ更生工設計条件を確認したところ、特に問題はない。

ウ 積算について

数量積算は、実施設計委託者のウイング総合設計が行い、上下水道局下水道課の職員がチェックしている。

積算は、以下の基準等を参照して実施された。

- ・土木工事標準積算基準書（国土交通省、令和6年）
 - ・管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（日本下水道協会、平成29年）
 - ・クリアフロー工法 積算資料（クリアフロー工法協会、令和6年）
- 単価は、以下の単価を採用している。
- ・実施設計単価表（沖縄県、令和7年3月）
 - ・公共工事設計労務単価（令和7年3月）
 - ・特別調査（令和6年6月）

数量計算書及び積算書は、概ね適切に整備されており、特に問題はない。

エ 入札・契約について

入札については、制限付き一般競争入札（事後審査型）で行われ、落札方式は、価格競争落札方式であった。4者の応募があり、制限内で最低価格を提示したムトウ建設株式会社（代表取締役 武東 愛一郎）が落札した。その公告期間を含め入札の手続きが適正に行われ、必要な書類も保管されている。

入札後事後審査を経て諸手続きが行われた。令和7年5月30日の開札後の令和7年6月9日に工事請負契約が交わされ、工事着手届・現場代理人・主任技術者届・工事工程表が提出された後に工事が開始している。

契約に関する手続きについて、特に問題はない。

オ 施工管理（計画）について

本工事の施工計画は、発注時の設計図書及び特記仕様書（那覇市上下水道局下水道課）を基本としている。

特記仕様書において、本工事の施工に示された主な適用基準等は、以下のとおりである。

- ・下水道土木工事必携（案）（日本下水道協会）
- ・土木工事等共通仕様書、同土木工事施工管理基準（沖縄県）
- ・下水道設計標準図（那覇市）
- ・下水道工事施工管理指針と解説（日本下水道協会）
- ・コンクリート標準示方書（土木学会）

特記仕様書には、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細または、工事固有の技術的要件を定めるものであり、共通仕様書より優先するものとしていた。

特記事項（施工条件の明示）では、明示項目・明示事項・制約条件等が詳細に記されており、チェック項目に漏れがないことを確認した。

施工計画書において必須項目が記載されていた。各施工段階において、具体的な施工手順が明記されていた。ここには、安全のポイントも記されており、わかりやすいものであった。

（5）現場の施工状況の調査結果

本工事の施工は、「(4)オ」の項目で示した設計図書及び特記仕様書等を準拠して実施されている。施工に参照した適用基準等は、以下のとおりである。

- ・土木工事標準積算基準書（国土交通省、令和6年）
- ・管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（日本下水道協会、平成29年）

建設業法で定められている標識の掲示は完備しており、安全看板類・立入禁止措置などに問題はない。施工体制台帳は整備されており、監理技術者等は適正に配置されている。また、各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類も整備されている。

道路使用許可書等の現場が実施すべき申請がなされていた。

現場の整理整頓もされており、品質管理上、良い状況である。

ボックスカルバート内作業の安全を確保するため、環境測定を行い、酸素濃度18%以上、硫化水素濃度10ppm以下であることを確認し立ち入りしている。

安全に関する各種規定事項が計画通りに行われている。

現場は既設ボックスカルバートの中での作業となり、常時水が流れている状況である。局地的な集中豪雨発生時の措置として、作業中止判定の基準及び再開の基準が設定されている。また、地上の監視員とボックスカルバート内の作業員との情報収集と伝達方法も示されている。緊急時には着実に実施されることが重要である。

ボックスカルバート内の安全確保に関しては監視人の判断に委ねているが、今後は、ICTの活用、例えば「AI（人工知能）を活用した異常判断の自動検知システム」の導入で、更なる安全性の確保が得られると考えられる。

工事施工において特に配慮した事項としては、下記の事項があげられ、明確な施工管理が実施されている。

- ・リスク管理 …1. 自然災害（雨・大雨・雷雨）の変化に起りうる重大事故防止対策の徹底。
 - … 2. 管内における酸素・硫化水素濃度変化に起りうる重大事故防止対策の徹底。
 - … 3. 熱中症で起りうる人命的事故防止対策の徹底。

- ・環境面 …低騒音・低振動型建設機械を使用している。この他防塵シートや防音マットを使用し、周辺環境への配慮を行った。
- ・その他 …近隣住民や小学校へ工事概要の事前説明を行った。



写真1 建設業法の遵守状況



写真2 現場内の整理整頓状況



写真3 更生前の劣化損傷状況



写真4 ライニング位置決め用金具設置



写真5 人孔昇降設備



写真6 坑内送風状況



写真7 交通誘導員



写真8 工事現場の予告

(6) 監査の結果

書類調査について、工事監査資料及び関係書類を確認し、各工種の技術調査着目点について質疑応答を行った。計画、設計、積算、入札・契約、施工について書類の整備状況は概ね適正である。

現場調査について、現場内の整理整頓も含め施工管理は概ね良好である。

○安岡中学校長寿命化予防改修工事（建築1工区）

(1) 工事担当所管部署

生涯学習部 施設課

(2) 工事概要

ア 那霸市銘苅3丁目10番26号

イ 工事内容

- ・安岡中学校校舎（18号棟及び機械室）の外壁及び屋上防水等改修工事

・建物概要

敷地面積 : 20,107.21m² 建築面積 : 1,417.77m²

延べ床面積 : 3,812.29m² 各階床面積 校舎 (RC造3階建て)

1階 1,118.21m² 2階 1,197.25m² 3階 1,240.59m² R階 212.61m²

機械室 (RC造平屋建て) : 1階 43.63m²

ウ 入札方式 制限付一般競争入札（事後審査型） 参加者：7JV
エ 工事請負者 新輝塗装店・ホット沖縄・真誠建装共同企業体
　　代表者氏名 田原 明 (㈱新輝塗装店 代表取締役)
　　現場代理人 屋宜 靖幸 (㈱新輝塗装店)
　　主任（監理）技術者：宮里 勇二 (㈱新輝塗装店)
　　　　　　　　　山城 直仁 (㈱ホット沖縄)
　　　　　　　　　仲村渠 翔 (㈱真誠建装)
オ 工事監理者（委託） 赤嶺企画設計室（代表者 赤嶺義明）
カ 設 計 者 株式会社 宮平設計
　　（委託期間：令和5年6月27日～令和6年5月31日）
キ 工 期 令和7年6月20日～令和8年1月16日
　　契約年月日 令和7年6月19日
ク 事 業 費 設計額 149,490,000円（税込み）
　　請負額 141,867,000円（税込み）
　　予定価格 149,490,000円（税込み）
　　落札率 94.90%
ケ 工事進捗率 46.77%（計画進捗率 45.03%） 9月30日現在

(3) 総評

安岡中学校長寿命化予防改修工事（建築1工区）（以下、「本工事」という。）は、電子入札対象案件（事後審査方式）とし、令和7年6月3日午前9時から令和7年6月4日午後2時までの期間に入札され、令和7年6月5日に開札、資格審査書類の事後審査後、令和7年6月19日に工事請負契約が行われた。

本工事の調査時点での進捗率は、実施出来高は46.77%（令和7年9月末現在）である。計画出来高は、45.03%であり計画どおり進められている。

本工事の工事監査については、令和7年10月15日に書類調査を実施した。その方法は、先ずは工事監査に先立ち、関係図書の提示を受け、事前の書面による質疑応答を行った。書類調査において担当である生涯学習部 施設課職員から説明を受け、疑問点はその場で質問する形で進めた。施工管理状況、写真管理、検査記録などについては、現状よく整理されていた。

書類による監査結果については、計画・設計・積算・契約・施工計画・施工管理等の段階毎に管理すべき諸書類の整備及び工事監理の状況を確認し、何れも概ね適正であると判断した。

現場における監査は、同日に行われ、生涯学習部 施設課及び施工担当のJV構成会社の主任技術者等から工事概要の説明を受けた後、質疑応答を行った。

現場調査の結果については、立ち入り禁止措置に関して、工事現場と学校関係者との距離は近く、生徒・教師らの動線を優先することになるが、完全な分

離は困難である。そのなかで、「立ち入り禁止」看板やチェーンなどでの隔離方法について検討することが望ましい。

(4) 着手前の技術調査について

本工事の関係図書については、不足はなく、よく整理されている。

ア 計画について

中長期的な財政負担の低減及び平準化等、学校施設等の維持管理・更新等の着実な推進を目的に策定した「那覇市学校施設等長寿命化計画【2024年（令和6年）8月改定】」に基づき、本工事が推進されており、本計画では、「改築」、「長寿命化改良事業（長寿命化事業）」、「長寿命化改良事業（予防改修事業）」、「大規模改造（質的整備）」、「定期更新」に分類され、本工事は、予防改修事業に位置付けられ、今年度の実施に採択されている。本工事は、建物を健全な状態に保つための予防的な改修工事を実施し施設の長寿命化を図ることを目的としている。

本工事の目的と本年度実施に至る経緯は明確である。

イ 設計について

設計は、株式会社 宮平設計に業務委託している。

本工事の設計には、以下の基準等を参照して行われた。

- ・建築改修工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、令和4年版）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、令和4年版）

設計方針としては、以下の項目があげられている。

- ・低騒音型・低振動型建設機械（排出ガス対応型）を使用。
- ・塗装の配色に関し、基調色は既存の屋内運動場に合わせ、太陽の反射光が眩しくないような明度とする。
- ・生徒たちが校舎に親しみ持てる校章にも使用されている青色をポイント色に採用する。

工事中の環境保全と改修工事により工事の効果を確認し、設計内容は問題ない。

ウ 積算について

数量積算は、実施設計委託者の株式会社宮平設計が行い、生涯学習部 施設課がチェックしている。

積算は、以下の基準等を参照して行われた。

- ・建築工事積算基準（沖縄県土木建築部、令和6年7月版）

採用単価は、以下の基準等を参照して行われた。

- ・営繕工事標準単価表（沖縄県土木建築部、令和7年4月1日）
- ・専門業者見積り（令和7年4月）

数量計算書及び積算書は、概ね適切に整備されており、特に問題はない。

エ 入札・契約について

入札については、制限付き一般競争入札（事後審査型）で行われ、落札方式は、価格競争落札方式であった。7JVの応募があり、制限内で最低価格を提示した新輝塗装店・ホット沖縄・真誠建装共同企業体（代表者 田原 明）が落札した。その公告期間を含め入札の手続きが適正に行われ、必要な書類も保管されている。

入札後事後審査を経て諸手続が行われた。令和7年6月5日の開札後の令和7年6月19日に工事請負契約が交わされ、工事着手届・現場代理人・主任技術者届・工事工程表が提出された後に工事が開始している。

契約に関する手続きに問題はない。

オ 施工管理（計画）について

本工事の施工計画は、発注時の設計図書及び建築改修工事特記仕様書（建築工事編）を基本としている。

特記仕様書において、本工事の施工に示された主な適用基準等は、以下のとおりである。

- ・建築改修工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、令和4年版）
- ・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、令和4年版）
- ・建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿（（一社）公共建築協会、令和4年版）
- ・営繕工事写真撮影要領（令和3年版）
- ・沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源化および再生資源活用に関する実施要領（沖縄県土木建築部、平成25年12月）
- ・構造計画・施工計画・建築設備計画の留意事項（沖縄県土木建築部、令和4年4月）

施工計画書記載事項チェックシート及び施工計画書においても必要な項目が網羅されている。各施工段階において、具体的な施工フローが明記されておりわかりやすく、施工手順の記載も的確である。ここには、定量的な作業要領が示されており、作業員にとってわかりやすいものである。

災害防止重点項目として、以下の3点があげられている。

- ・作業時の服装は、安全帽・安全メガネ・手袋を着用し作業を行う。
- ・高所作業のために1名以上の共同作業とし、周りの監視を行いながら施工する。

- ・共同作業者が注意を促し、足場等から資材等の落下を未然に防ぎ、第三者の被害をなくす。

上記で「高所作業のために1名以上の共同作業とし」とあるが、1名以上とは1名も含むため、単独作業を許しているとの解釈もできるため、2名以上での共同作業とすることと明記されたい。

(5) 現場の施工状況の調査結果

本工事の施工は、「(4)才」の項目で示した設計図書及び特記仕様書等を準拠して実施されていることを確認した。施工に参照した適用基準等は、以下のとおりである。

- ・建築改修工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、令和4年版）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、令和4年版）

また、工事施工において特に配慮した事項としては、下記があげられ、施工管理が実施されている。

- ・リスク管理 ……1. 暴風雨による器物の飛散による第三者被害。
……2. 作業従事者の体調管理。
……3. 学校関係者の安全管理と近隣住民への配慮。
- ・環境面 ……低騒音・低振動型建設機械を使用している。
- ・その他 ……月末に学校周辺の清掃を実施

建設業法で定められている標識の掲示は完備されている。

施工体制台帳は整備されており、監理技術者等は適正に配置されている。また、各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類も整備されている。

労働基準監督署への「足場設置届」等の現場が実施すべき申請がなされていた。

現場の整理整頓も行われており、材料置場の表示も確認した。ただし、置場に何が置かれているかの表示がなく、表示することが望ましい。また、学校関係者と工事関係者の動線表示に関して、「立ち入り禁止」の表示と進入禁止の措置が望まれる。

当該現場で後記(7)記載の事故が発生したことについては、次にあげるような改善点が考えられるので、実施していただきたい。

- ・単独作業の禁止
- ・無資格者の作業範囲の限定指示



写真9 屋上部足場設置状況



写真10 外部飛散防止ネット



写真11 工事看板



写真12 建設業法の遵守状況

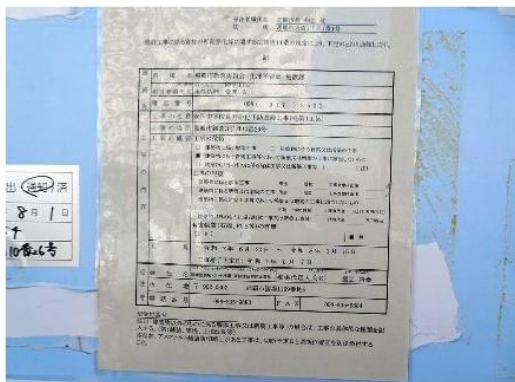


写真13 建設リサイクル法第11条の規定による通知



写真14 立ち入り禁止措置

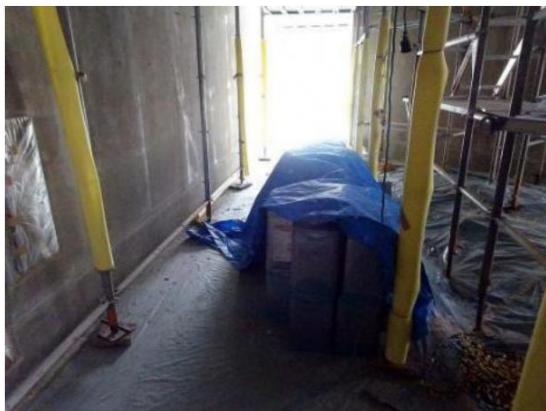


写真15 資材置き場



写真16 通路

(6) 監査の結果

書類調査について、工事監査資料及び関係書類を確認し、各工種の技術調査着目点について質疑応答を行った。計画、設計、積算、入札・契約、施工について書類の整備状況は概ね適正である。

現場調査について、施工管理は概ね良好であるが、次の事項があるので、改善に努められたい。

(7) 指摘事項等

ア 建設現場における安全管理対策について（指摘事項）

本工事において、足場の上で資材や道具の荷降ろし作業中に、荷揚げ・荷降ろし用装置を取り込もうとした際に、装置と共に転落し、作業員が亡くなる事故が発生した。受注者からの事故報告によれば、事故の主な原因としては、作業員はハーネス（墜落防止用器具）を使用していなかった、重い機材の取り込みを一人で行っていた、足場手すりを外して作業を行っていたということであった。

今後このような事故が発生しないよう、今回の事故原因を究明したうえで、再発防止策の検討を行い、安全管理対策の一層の強化に努めていただきたい。

○令和7年度那覇空港南側船揚場整備工事（その2）

(1) 工事担当所管部署

経済観光部 商工農水課

(2) 工事概要

ア 住所：那覇市字具志地先

イ 工事内容

・本体ブロック製作工

セルラーブロック製作 合計N=12個

A-1型 N=4個 A-1-1型 N=2個

A-1-4型 N=1個 A-1-5型 N=1個

A-2型 N=3個 A-2-2型 N=1個
方塊ブロック製作 合計 N=35個
B-1型 N=1個 B-2型 N=1個
C型 N=10個 D-1型 N=1個
D-2型 N=2個 E-1型 N=15個
E-1-1型 N=1個 E-1-2型 N=1個
E-1-3型 N=3個
直立消波ブロック製作 合計N=68個
E-2型 N=58個 E-2-1型 N=10個
・土工
土砂運搬・処分 V=342m³

ウ 入札方式 制限付一般競争入札（事後審査型） 参加者：21者

エ 工事請負者 株式会社 野原建設

代表取締役 上地 修
現場代理人 平田 悟
主任（監理）技術者 平良 貴寛

オ 工事監理者（委託） 株式会社 南土木設計

（委託期間：令和7年6月19日～令和8年7月22日）

カ 設計者 株式会社 南土木設計

（委託期間：平成30年10月17日～令和元年9月13日）

キ 工期 令和7年6月10日～令和8年1月5日

契約年月日 令和7年6月9日

ク 事業費 設計額 103,664,000円（税込み）

請負額 94,787,000円（税込み）

予定価格 103,664,000円（税込み）

落札率 91.44%

ケ 工事進捗率 35.4%（計画進捗率 33.8%） 9月30日現在

(3) 総評

令和7年度那覇空港南側船揚場整備工事（その2）（以下、「本工事」という。）は、電子入札対象案件（事後審査方式）とし、令和7年5月28日午前9時から令和7年5月29日午後2時までの期間に入札され、令和7年5月30日に開札、資格審査書類の事後審査後、令和7年6月9日に工事請負契約が行われた。

本工事の調査時点での進捗率は、実施出来高は35.4%（令和7年9月末現在）である。計画出来高は、33.8%であり計画どおり進められている。

今後も計画工程通り、契約工期内に工事が完了する見通しであることを確認した。

本工事の工事監査については、令和7年10月15日に書類調査を実施し、その方法は、先ず工事監査に先立ち、関係図書の提示を受け、事前の書面による質疑応答を行った。書類調査において担当である経済観光部 商工農水課職員から説明を受け、疑問点はその場で質問する形で進めた。施工管理状況、写真管理、検査記録などについては現状よく整理されていた。

当該書類による監査の結果については、計画・設計・積算・契約・施工計画・施工管理等の段階毎に管理すべき諸書類の整備及び工事監理の状況を確認したことろ、何れも概ね適正である。

現場における監査は、同日に行われ、市担当職員及び施工担当の株式会社野原建設の主任技術者等から工事概要の説明を受けた後、質疑応答を行った。

現場調査において、順調に工事が進められていることを確認した。

(4) 着手前の技術調査について

本工事の関係図書については、不足はなく、よく整理されている。今回はブロックの製品築造であるが、工事完成（ブロック等の配置など）後のイメージパスを作成することによって、より良い施工に繋がる可能性があるので考慮してもよい。

ア 計画について

第5次那覇市総合計画の中で、施策34「農水産業が生き活きとしたまちをつくる」があり、【1.漁業関連施設の環境整備：安全安心な水産物の供給、漁業関連施設の老朽化対策や機能強化のため漁港・漁業施設の整備、衛生管理設備等の整備】が策定されている。

那覇空港第2滑走路増設に伴う、漁業権消滅の補償の際、那覇地区漁業協同組合から出された船だまり等の整備を求める要請書に対し、沖縄総合事務局、沖縄県及び那覇市の三者それが船だまり等の整備を行うことを当該組合に対し確約した。その確約に基づき建設場所を那覇空港南側海域とすることで漁協、国、県等関係機関で合意・確認がなされたことから、「那覇空港南側船揚場整備事業」として那覇地区漁業協同組合小禄支部所属の船舶が利用する船だまりを整備するものである。具体的には、小禄支部では、定置網・追い込み網・延縄・刺網漁業・モズクやアーサの養殖に対して生産活動の基盤となる船だまり等の施設がないため、船だまりを整備することで生産活動の向上を図ることを期待されている。

本事業は、令和5年8月に埋立免許を取得後、令和5年度より工事着手しており、本工事はそれに引き続き実施されている。

本工事の目的と本年度実施に至る経緯は明確である。

イ 設計について

設計は、株式会社 南土木設計に業務委託していた。

本工事の設計には、以下の基準等を参照して実施された。

- ・漁港・漁場の施設の設計参考図書（公益社団法人全国漁港漁場協会、2015年版）
- ・漁港・漁場構造物設計計算例（公益社団法人全国漁港漁場協会、平成16年版）
- ・港湾の施設の技術上の基準・同解説（公益社団法人日本港湾協会、平成30年5月）

設計方針あるいは検討結果としては、以下の項目があげられている。

- ・工事コスト縮減対策について：当初、資材仮置きヤード（糸満漁港内）にてブロック製作を検討していたが、現場内でブロック製作を計画することで運搬費を削減した。
- ・環境面：仮埋立地内のブロック製作ヤードにおいて、製作期間中に台風等による越波や降雨で土砂が海域へ流出することを防止するため、仮埋立地の端部である大型土のうを製作ヤード面より50cm以上嵩上げした。
- ・その他：狭隘な現場のため、安全な施工ができるよう重機（クレーン及びミニサー車等）の作業半径等を考慮したブロック製作配置を計画した。

現場内でブロック製作計画とブロック配置図を確認し、合理的な設計がなされている。

ウ 積算について

数量積算は、実施設計委託者の株式会社南土木設計が行い、経済観光部商工農水課の職員がチェックしている。

積算は、以下の基準等を参照して実施された。

- ・漁港漁場関係工事積算基準（公益社団法人全国漁港漁場協会、令和6年度版）
- ・土木工事標準積算基準書（国土交通省、令和6年度版）

単価は、以下の単価表を採用している。

- ・令和7年度実施設計単価表（沖縄県土木建築部、令和7年4月1日）

数量計算書及び積算書は、概ね適切に整備されており、特に問題ない。

エ 入札・契約について

入札については、制限付き一般競争入札（事後審査型）で行われ、落札方式は、価格競争落札方式であった。21者の応募があり、制限内で最低価格を提示した株式会社 野原建設が落札した。その公告期間を含め入札の手続きが適正に行われ、必要な書類も保管されている。

入札後事後審査を経て諸手続が行われた。令和7年5月30日の開札後の令和7年6月9日に工事請負契約が交わされ、工事着手届・現場代理人・主任技術者届・工事工程表が提出された後に工事が開始された。

契約に関する手続きについて、特に問題はない。

オ 施工管理（計画）について

本工事の施工計画は、発注時の設計図書及び土木工事特記仕様書を基本としている。

本工事の施工計画書作成時には下記の適用基準等が用いられている。

- ・漁港漁場関係工事出来形管理基準（沖縄県、平成31年4月）
- ・漁港漁場関係工事品質管理基準（沖縄県、平成31年4月）
- ・土木工事施工管理基準及び規格値（沖縄県土木建築部、令和7年7月）

施工計画書記載事項チェックシート及び施工計画書において必須項目が記載されていた。

ブロック製作においては、打設前の鉄筋防錆剤の塗布、打設後のコンクリート養生剤（サンマテラーアクアバンク※）を施工承諾を受けて使用している。これは、品質管理上、優れた管理方法である。

※サンマテラーアクアバンクとは、型枠脱型直後に塗布する含浸型養生剤で乾燥収縮ひび割れ低減など、品質向上（曲げ強度、圧縮強度の改善）に寄与するものである。

（5）現場の施工状況の調査結果

本工事の施工は、「（4）オ」の項目で示した設計図書及び特記仕様書等を準拠して実施されている。

建設業法で定められている標識の掲示は完備しており、安全看板類などに問題はない。施工体制台帳は整備されており、監理技術者等は適正に配置されている。また、各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類も整備されている。

現場の整理整頓も行われており、材料置場の表示も確認した。

安全に関する各種規定事項を計画通りに行われている。

また、工事施工において特に配慮した事項としては、下記があげられており、明確な施工管理が実施されている。

- ・リスク管理：・鋼製型枠建込み及びブロック転置時、吊上げ荷重、玉掛け確認
・重機使用時、重機の足元の安定
・熱中症対策
・空港管理用道路の確保
- ・環境面：（粉じん対策）・商業施設が隣接しているため防止対策を実施する。
- ・その他 …隣接するその1工事との調整

国土交通省所管の無償貸付申請書（工事用仮設道路：那覇港湾・空港整備事務所）や特殊車両通行許可申請書（豊見城市道6号線 豊見城市役所 道路課）など、適正な申請が実行されている。

工程管理の面では、当初の2体同時進行から4体同時進行に変更している。変更の結果、工期短縮のほか、材料の有効利用（残コンクリートの減少）が考えられ効果的である。

品質管理の面では、施工承諾によって施工面に均しコンクリートを敷設して平坦性を確保した。このことによって、型枠の歪みが防止できるとともに、雨天時のぬかるみ対策も不要になる。



写真17 現場全景



写真18 型枠外景及び均しコンクリート



写真19 鉄筋組立状況



写真20 安全関連掲示状況



写真21 現場内の整理整頓



写真22 関係法令に基づく掲示物状況

(6) 監査の結果

書類調査について、工事監査資料及び関係書類を確認し、各工種の技術調査着目点について質疑応答を行った。計画、設計、積算、入札・契約、施工について書類の整備状況は概ね適正である。

現場調査について、現場内の整理整頓も含め施工管理は概ね良好である。

(7) 指摘事項等

ア ブロック製作時における設置面の平坦性の確保について（要望事項）

設計において、ブロック製作の型枠は現況地盤の上に設置されることになっているが、受注者からの施工承諾の協議により、型枠の歪み防止や雨天時のぬかるみ対策として、型枠の設置面に均しコンクリートを打設し、平坦性を確保している。そのような対応は、品質管理の上で効果的である。

今後は、設計計画の段階から、現場の状況を勘案し、型枠の平坦性が確保できるような設計を検討されたい。